

平成28年塩尻市議会9月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成28年9月14日（水） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第1号 平成27年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、8款土木費中1項土木管理費2目交通安全対策費のうち交通安全対策事業諸経費及び3目輸送対策費、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に関する調書

○出席委員・議員

委員長	横沢	英一	君	副委員長	平間	正治	君
委員	永井	泰仁	君	委員	中原	巳年男	君
委員	柴田	博	君	委員	永田	公由	君
議長	金田	興一	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長	青木	隆之	君	事務局次長	横山	文明	君
議事調査係長	藤間	みどり	君				

午前9時57分 開会

○委員長 皆様、おはようございます。それでは、ただいまから9月定例会の総務生活委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めましておはようございます。総務生活委員会を開催をいただきまして大変ありがとうございます。平成27年度決算ほか、御審査をいただく案件をお願いを申し上げます。御論議をいただきまして、原案どおりお認めいただければ大変幸いに存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりでございます。日程について、副委員長から説明をさせます。

○副委員長 今回の委員会につきましては、本日とあすの2日間行わせていただきます。なお、委員会終了後の現地視察は予定しておりませんので、よろしくお願いいたします。また、懇親会は9月定例会最終日に予定されておりますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。発言に際しましては、円滑な議事進行のため委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますので、スイッチ等には気をつけていただくようお願いいたします。議事進行への御協力をお願いします。

なお、議事録作成のための文書変換アプリ、トークのテスト運用を行いますので、あらかじめ御承知をお願いをしたいと思います。

それでは、最初に普通会計の決算概要について、説明をお願いいたします。

○財政課長 おはようございます。それでは冒頭ですね、大変申しわけございません。決算説明資料の中で誤りがございまして、委員長の許可をいただきまして訂正済の差しかえの資料をお手元に配らせていただきました。決算説明書の15、16ページの保育料の合計欄の誤りでございます。15、16ページを差しかえてごらんいただきますように、よろしくお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、決算概要について説明させていただきますけれども、お手元にA3に拡大しました決算カード、決算状況をお配りしてございますので、こちらをごらんいただきたいと思っております。A3の決算状況をお願いいたします。この決算状況につきましては、一般会計のほかにも奨学資金貸与事業特別会計合わせまして、1つの普通会計として整理をしたものでございます。また、会計間の繰り入れですとか、繰り出しといった重複部分につきましては、それぞれ相殺をして処理をさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

(資料「平成27年度普通会計決算状況」説明)

○委員長 ただいま普通会計の決算概要について説明をいただきましたが、この件について質問はありますか。審査していく中で何かありましたら、質問をいただきたいと思います。

○副委員長 27年度決算全体をあらわす表なので全体が見えてくるわけですし、収支状況等御説明いただきましたが、この数字上だけ見ていくと悪くない、むしろいい数字になっていると思います。ただし、交付税も税収等の関係によって異なってきますし、難しい面もあると思うんですが、ただ、合併算定替で間違いなく減っていく部分もあるという中で、算定替で総額ではどのくらい減額なるのか、まず1点教えていただきたい。

○財政課長 合併算定替で26年度決算が5億4,100万円の上乗せがございました。それが、27年度が4億4,300万円がございましたので、約1億円の合併算定替の影響額の減少ということになってございます。

○副委員長 全体で。

○**財政課長** はい、全体でございます。

○**副委員長** じゃもう1点、経常収支比率について、91.6ですか、これも本会議の中でも永井議員さんのほうから質問ありましたけれども、まずその経常的な経費、扶助費中心としてですね、ふえる分は仕方ないと思うんですが、昨年の86.8%から一気に90%台に突入しているんで大変厳しい状況、ある意味で言えば黄信号になってきていると思うんですけれども、この90%台の水準について財政側としてはどういうふうにごらんになっているのか。税収が劇的に伸びるとか、そういうことが今の段階では考えられないわけで、もしかしたらこの90%台が継続するか、あるいは少しずつまだ上がっていくかもしれないという状況を、まあそういうものなのかとか、いたし方ないというふうに考えるのか、それは聞けば削減に努めるということになると思いますけれど、その見方っていうところを、正直なところをちょっと教えていただきたいと思います。

○**財政課長** この比率の上昇については、注意深く監視していかなければならない指標だというふうにご考えております。全国平均も上昇しておりまして、全国平均26年決算ですけど、1年前ですけれども91.3%でございます。全国平均よりちょっと数値は高いわけでご覧しまして、厳しい状況であるという結果でございます。先ほど申しましたとおり、前年度に比べて市税収入が大きく減ったということで、その影響だけで3%上昇してしまっておりますし、あとどうしても削減できないような義務的な経費というものもふえてきておりまして、国からも仕事が回ってくるというような状況がございます。どうしても減らせない経費もありますし、市税収入で変動するところもありますけれども、これについては経費削減を取り組む中で、できるだけ財政の弾力化を図っていく必要がございますので、繰り返し繰り返しのコスト削減への取り組みをしていくと、これに尽きるのかなというふうに思っておりますし、そういった仕組みを行政経営支出の中で、包括予算によってですね、全体のコストを抑えていくという、こういった取り組みをしていきたいというふうにご考えておりますので、よろしく願いいたします。

○**委員長** ほかにはどうですか。

○**永井泰仁委員** 自主財源比率が、ようやく50%を超える状況になっているわけですが、27年度は、51.5%ぐらい。28年度からまた若干50%を割るような状況になるのかどうか、その辺の見通しについてお願いいたします。

○**財政課長** 28年度については、先ほど申しましたとおり27年度の決算の特徴というのが、法人市民税の減少がございました。交付税については、1年前の法人税収がカウントされました。したがって、27年度は非常に厳しい状況でございます。そういったものを踏まえて、28年度については大きく算入された交付税の算定においてですね、大きく算入された法人市民税収というものは減りますので、交付税の交付額というのはふえる要素でございます。したがって、全体の一般財源の総額で考えてみますと、27年度ほどの厳しさはないというふうにご今のところ財政見通しをしているところでございます。

○**永井泰仁委員** それともう1点、若干、本会議のときも触れましたけど、財政調整基金ね、27年度はあれですが、28年度はどんな状況になるでしょう。

○**財政課長** 財政調整基金については、先ほど申しましたとおり積み立て、あるいは取り崩しをして、昨年度の決算では前年比では約1,000万円の減となりました。これは全額戻さずに取り崩した状態で決算を打ったということでございます。28年度を見通しますと、今のところ取り崩しを予定しておりますけれども、留保財源

を見通した中では、財政調整基金は、昨年度よりは繰り入れ戻しができるといふふうな見通しをしてございます。

○委員長 ほかにはいいですか。

議案第1号 平成27年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、8款土木費中1項土木管理費2目交通安全対策費のうち交通安全対策事業諸経費及び3目輸送対策費、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に関する調書

○委員長 それでは、議案第1号平成27年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。恒例によって歳出から説明をしていただきますが、たくさんありますので区切って行います。初めに歳出1款議会費66ページから2款総務費1項9目の支所費91ページまでの説明を求めます。

○人事課長 歳出のうち人件費につきまして御説明をさせていただきます。人件費は各課共通で当該科目ごと備考欄に、一般職の正規職員につきましては職員給与費として、また、嘱託員につきましては嘱託員報酬、臨時職員につきましては臨時職員給与費でそれぞれ計上してございます。原則として、各課の説明は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議会事務局次長 それでは決算書66、67ページをお願いいたします。1款1項1目の議会費からお願いいたします。平成27年度決算額の総額につきましては2億2,300万円余でありまして、前年度対比900万円余の減となっております。67ページ、備考欄をお願いします。最初の丸、特別職給与費の最初の黒ポツ、議員報酬8,833万9,000円余、次の黒ポツ、議員期末手当2,933万9,000円余につきましては、議員18人分の報酬手当であります。その下の議員共済給付費負担金5,885万円余であります。市議会議員共済の負担金率が52.8%から63.7%に改定されたことに伴いまして、前年度対比1,000万円余の増額となっております。

白丸1つ飛びまして、議会活動費につきましては、5つ目の黒ポツ、費用弁償226万9,000円余につきましては、常任委員会行政視察、会議出席等に伴う費用弁償であります。4つ下の黒ポツ、印刷製本費300万7,000円余につきましては、議会だより4回の印刷製本費であります。議会費については、以上であります。

○人事課長 それでは、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費のほうをお願いいたします。まず最初の白丸、嘱託員報酬でございます。1つ目の黒ポツ、嘱託員報酬でございますが、こちらは13人分の庶務課、秘書広報課等の嘱託員、あるいは産休代替等の嘱託員分でございます。

次の68、69ページをお願いいたします。最初の白丸、特別職給与費でございます。こちらにつきましては、理事者2人の給料、手当でございます。

次の白丸、職員給与費でございますが、これの1つ目の黒ポツ、一般職員給料につきましては、一般職員79人分の給料でございまして、これにつきましては総務部、協働企画部、会計課等の職員に対する給料でございます。その下の黒ポツ、一般職手当につきましては、5億9,800万円余のうち退職手当につきまして24人分、

3億8,500万円余として支払ったものでございます。前年度対比でございますが、2人ふえましたが200万円ほどの減となっております。

その下の白丸、臨時職員給与費でございますが、こちらは緊急対応の臨時職員9人分の給与費でございます。以上でございます。

○庶務課長 続きまして、上から4番目の白丸、一般管理事務諸経費687万円余について、主な内容を説明します。最初の情報公開審査会委員報酬3万円余でございますが、塩尻市情報公開条例の規定に基づき設置した情報公開審査会の委員報酬2回開催の延べ9人分でございます。2行下、消耗品費370万円余は、印刷機及び用紙のインク代等の代金です。3行下、弁護士委託料31万円余は、市が委託している弁護士に対する簡易な相談等の委託料です。3行下、印刷機等使用料158万円余は、カラー印刷機1台、白黒印刷機2台、プロッター1台、紙折り機1台、丁合機1台の使用料でございます。以上です。

○秘書広報課長 次の白丸、秘書事務諸経費531万1,000円余でございますが、主なものでございますが、最初の黒ポツ、市長表彰等記念品代でございますが、こちらは11月3日実施されました市長表彰式における有功表彰7名、善行表彰1団体の記念品代、それから義務教育9カ年皆勤記念品代ということで16人分の記念品代でございます。1つ飛びまして黒ポツ、交際費100万2,000円余でございますが、こちらは市長の対外的な活動の交際上必要な経費ということで、市政功労者への慶弔費等でございますが、件数につきましては191件でございます。それから、下の方に飛びまして全国市長会負担金35万7,000円、県市長会負担金87万9,000円につきましては、全国、県市長会の運営費等の関係の負担でございます。それから1つ飛びまして、信州塩尻会事業補助金27万9,000円余でございますが、こちらは東京、名古屋、関西塩尻会の通信運搬費、会場費等の負担金でございます。以上であります。

○庶務課長 一番下の白丸、庁舎施設管理費5,526万円余でございますが、一番下の行、電力使用料1,555万円余は庁舎の電気使用料でございます。ページめくっていただいて71ページをお願いします。2行目、営繕修繕料300万円余は、庁舎等の関連施設の修繕に要したものでございまして、例としましては、北側浄化槽の敷鉄板工事で69万6,000円余、それから議会中継のデジタル化工事で49万4,000円余、また、3階の湯沸かし室のガス貯湯式の湯沸かし器の交換で26万4,000円余などでございます。3行下に、電話料725万円余でございますけれど、これは市役所から発信した電話の通信料等でございます。6行下に、庁舎管理業務委託料842万円余がでございます。庁舎の日常清掃、定期清掃、外側のガラス清掃、それから空気環境測定、水質検査等の委託料でございます。11行下に、電話交換業務委託料614万円余でございます。これにつきましては、外部から市役所に着信しました電話を各課等に取り次ぐ電話交換業務の委託料でございます。

次の白丸、平和祈念事業65万円余の主なものでございますが、費用弁償の54万円余でございまして、ヒロシマ青少年平和の集いと平和記念式典へ参加した市内中学生の生徒の旅費等の費用弁償でございます。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 次の白丸になりますけれども、固定資産評価審査委員会費ですけども、決算説明資料では34ページになりますが、支出済額は24万4,000円余でありました。主なものは、委員報酬の19万9,000円余で、これは固定資産税の評価額に係る不服審査の申し出が2件ありましたので、委員会を計7回開催し、出席された委員3人に対して、それぞれ日額9,500円を支払ったものでございます。以上です。

○秘書広報課長 一番下の白丸、都市交流事務諸経費でございますが、こちらのほうの主な内容につきましては、

下から3つ目の黒ポツ、有料道路等使用料、こちらは姉妹都市訪問に伴う有料道路代でございます。一番下の黒ポツ、都市交流協会補助金でございますが、こちらのほうは都市交流協会の経費に対する補助金ということでございます。以上です。

○人事課長 それでは72、73ページをお願いいたします。まず、一番上の白丸、人事事務諸経費2,300万円余でございますが、中ほどの黒ポツ、職員採用試験事務委託料でございます。これにつきましては、公益財団法人日本人事試験研究センターに教養試験、専門試験、また、職場適応検査につきまして事務委託をしているものでございまして、職員採用試験に昨年は応募者126人に対しまして、この4月に28人を採用したという状況でございます。その3つ下の黒ポツ、人事給与システム使用料でございます。このシステムは富士通株式会社のシステムでございまして、人事給与の制度改正に対応したため前年度より500万円ほど増となっております。その2つ上の黒ポツでございます。人事給与システム改修委託料180万円余でございますが、昨年の9月定例会に補正をお認めいただきました予算でございまして、先ほどの人事給与システムにおきまして、マイナンバー制度に対応したシステムの改修費でございます。以上でございます。

○庶務課長 次の白丸、車両管理諸経費1,881万円余の主なもの、2行下の燃料費で249万円余、庶務課が所轄します公用車のガソリン代及び軽油代等でございます。6行下、自動車等借上料1,220万円は、庶務課が所轄しております公用車7台分のリース料に、民間から借り上げております大型バスの賃借料でございます。

次に、2目文書広報費でございますが、最初の白丸、文書事務費2,695万円余の主なものでございますが、3行下、郵便料1,990万円余は、市から発送します郵便物等の郵送料等でございます。その下の行、例規管理システム委託料384万円余につきましては、条例例規に関する職員向け、それから市のホームページにおける閲覧用のシステムの更新並びに管理に関する委託料でございます。以上です。

○秘書広報課長 次の白丸、広報公聴活動事業3,913万5,000円余でございますが、主なものとしたしましては最初の黒ポツ、行政チャンネル放送番組審議会委員報酬ということで、年に1回行っております委員の報酬でございます。下から5行目でございますが、印刷製本費1,070万5,000円余でございますが、こちらのほうにつきましては広報しおじりを毎月2回発行ということで、2万2,000部の印刷製本費でございます。ちなみに28年度からは月1回という発行になっております。それから、ページをおめぐりいただきまして74、75ページをお願いします。75ページの備考欄をお願いしますが、最初の上の黒ポツ、有線テレビ広報事業委託料でございますが、こちらのほうは行政チャンネル業務委託料673万9,000円余、こちらは番組制作の撮影、編集、送出機器、配線の保守管理の業務料でございます。もう1つ下になりますが、有線テレビ広報事業委託業務費でございますが、こちらのほうはテレビ広報しおじり、15分番組でありますけど、こちらの制作、放映等の業務委託料でございます。それから次になりますが、広報配送仕分作業委託料155万6,000円余、それからその下の広報配布委託料525万2,000円余でございますが、こちらのほうは広報紙の配送仕分けをシルバー人材センターに委託した業務料でございます。こちらのほうにつきましては、自治会を通じて配布して行っておりますが、未配布世帯につきましては市の出先機関、コンビニ、スーパー、駅等に配置しております。また、ホームページのほかにも、今年度からはスマートフォン用の専用サイトi広報紙ということでアプリでも配信を行っております。それから9行目でございますが、ホームページ管理システム使用料、そ

れから声の広場・緊急メールシステム使用料、それぞれこちらのほうは業者のほうに、システムに伴う利用対応のリース料でございます。以上であります。

○**会計管理者** 続きましてその下、3目会計管理費、会計事務諸経費決算額1,514万4,145円でございますが、3つ目の黒ポツ、印刷製本費142万1,847円につきましては、決算書及び支払い通知書等の印刷代でございます。6つ目の黒ポツ、財務会計システム改修委託料109万6,200円につきましては、マイナンバー制度に対応するための基幹型システムの改修委託料でございます。

その下の白丸、新規事業でありました公共料金明細事前通知サービス導入事業87万9,671円は、公共料金、水道、電気、電話料等の支払い方法を納付書払いから口座引き落としに随時変更してまいりました。以上でございます。

○**財政課長** 次の4目財政管理費、財政管理事務費につきましては、これは財政系の一般事務経費でございます。以上でございます。

○**庶務課長** その下の白丸、契約事務諸経費473万円についてでございますけど、一番下の財務会計システム使用料391万円余は、本市に導入された同システムのうち、契約管理業務にかかわる部分のリース代金でございます。以上です。

○**財政課長** 次に5目財産管理費、この嘱託員報酬につきましては、登記事務に係る嘱託員1人分の報酬でございます。

おめくりいただきまして、財産管理事務諸経費でございます。主なものにつきましては、上から8つ目になります黒ポツ、全国市有物件災害共済会分担金、これにつきましては公用車158台、それから建物234施設、これらに対する保険の掛金でございます。その下の特殊建物定期報告委託料につきましては、前年度決算より60万円ほど減額となっておりますけれども、建築基準法に基づきまして施設の防火構造等について点検を行うというものでございまして、建物の用途によりまして毎年行うもの、あるいは2年に1回、3年に1度のものがございます。27年度につきましては、小坂田公園のプール、それから保育園13園、レザンホールほか全体で30件の建築物を実施したものでございます。それから、1つ飛びまして、市道分筆測量等委託料につきましては、以下に明細を示してございます。売却土地の境界確定、路線等の分筆、あるいは測量等を行ったものでございまして、合計で23カ所測量した、実施をしたものでございます。次の、固定資産台帳整備業務委託料につきましては、平成29年度までに新地方公会計の制度に基づきます財務処理の作成が求められております。そのために必須となります台帳を整備したものでございます。それから3つ飛びまして、土地等賃借料4,046万円余でございます。これにつきましては、決算説明資料の87、88ページに明細がございますので、またごらんいただければと思います。次の大堤公園事故賠償金、これにつきましては市が所有しまして、床尾区が管理をしておりましたため池におきまして保育園児が溺れて死亡したという、大変お気の毒で悲しく遺憾な事故でございました。相手方との和解に基づき、お支払いをいたしました賠償金でございます。

それから、次の白丸の基金積立金と次のページになりますが、土地開発基金繰出金につきましては、これは決算説明資料で説明したいと思っておりますので、決算説明資料の31ページをお願いいたします。決算説明資料の31ページ、基金運用状況をお示してございますけれども、一番上の財政調整基金、26年度末残高があつて積立金、繰入金、それから27年度末残高とございます。財政調整基金積立金の欄でございますけれども、これにつきま

しては26年度の決算剰余金の2分の1以上の額を積み立てたものとプラス、広く市民福祉のために匿名の市民からの3億円の寄附金がありました。こちらについては年度を越えて制度検討するために、財政調整基金に積み立てたものでございますし、ほかサラダトークからの寄附金1,000万円、それからふるさと寄附金のうち市長にお任せというメニューがございます。市長にお任せというメニューを指定された寄附金の2分の1、1,300万円余を積み立てたものでございます。なお、右側の繰入金欄6億6,700万円余を繰り入れた状態で決算をいたしまして、27年度末残高につきましては37億9,500万円余ということで、1,050万円余の前年度末残高より減となったものでございます。

それから2つ飛びまして、減債基金の繰入金2億円がございます。これは、市民交流センターの建設に充当いたしました市民公募債、ワイン債でございます。2億円の一括償還に備えまして、22年度から26年度まで4,000万円ずつ積み立てをしてきたものでございまして、27年度は満期一括償還を迎えたということで2億円取り崩したというものでございます。それから、1行飛びまして市営住宅整備基金、これにつきましては雇用促進住宅のみどりが丘住宅の住宅使用料のうち1,000万円を修繕費用として積み立てをしたというものでございます。

それから、下から3つ目になりますけれども、土地開発基金につきましては、土地開発公社への1年ごとの貸し付けを改めまして、長期貸し付けを行うために2億1,000万円を取り崩したというものでございます。

ほか、それぞれの基金、ふるさと寄附金を積み立てをさせていただきましたので、恐れ入りますが1枚お戻りいただきまして、28ページをごらんいただき、ちょっと説明をさせていただきたいと思っております。28ページに寄附金の状況（現金分）ということでお示ししてあります。上の方の信州しおじりふるさと寄附金、これが昨年度935件、1億48万9,000円の御寄附をいただいたものでございます。この使途目的、指定された応援していただく事業でございますけれども、一番上の地域ブランドを構築するための事業として2,646万2,000円寄附をいただきました。これについては、協働のまちづくり基金に全額を積み立てるということにしているものでございます。

その下の子育て世代に選ばれる地域を創造するための事業、育てる、育マチしおじりというメニューでございます。こちらを支持していただいた寄附については1,436万円御寄附いただきましたけれども、こちらについては事業へ充当してございます。保育所運営費、それから、にぎやか家庭応援事業、こちらのほうに事業充当をさせていただき活用させていただきました。

その下の森林の保全及び森林の公益的機能を維持増進するための事業、21世紀への贈り物というメニューでございます。こちらの寄附金につきましては全額、森林環境保全基金のほうへ積み立てをさせていただき活用させていただくことにしております。

その下の、その他市政に関する事業、市長にお任せのメニューでございますけれども、先ほど申しましたとおり、この寄附額の半分を財政調整基金に積み立てをし、残り半分を知恵の交流基金に積み立てをさせていただいたということにしたものでございますので、よろしく願いいたします。

決算書にお戻りをいただきまして、財産管理費につきましては以上でございますので、よろしく願いいたします。

○企画課長 それでは、決算書78、79ページをお願いいたします。6目の企画費でございます。決算額全体

で6, 758万円余でございます、26年度決算に比べまして3, 000万円余の増加となっております。これは新たにシティプロモーション事業、移住定住促進事業に取り組んだことが主な要因でございます。

それでは、決算書備考欄の白丸、企画調整事務費でございます。最初の黒ポツ、公の施設指定管理者選定審査会委員報酬3万6, 000円余でございますが、5人の委員によりまして3回開催をいたしました。指定管理の更新を向かえましたレザンホール等のほか、新設の大門三番町、四番町、介護予防交流施設につきまして事業者を選定をいただいた委員報酬であります。

次の白丸、行政評価推進事業13万円余でございます。市民、有識者からなります行政評価委員会を開催をいたしまして、市民意見を行政経由のPDCAサイクルに反映をしたものでありまして、それにかかわる委員報酬であります。

次の白丸、広域行政推進事業につきましては、松本広域連合の議会総務費の負担金。

その下の知の拠点推進事業98万円余でございます。新規事業でありまして、信州大学と共同研究をいたしました。シティプロモーション移住定住促進の基礎データとなるアンケートの実施、あるいは本市をフィールドとした実証実験等を進めたものであります。

次の白丸、シティプロモーション事業3, 944万円余であります、新規の大型事業であります。上から4つ目の黒ポツ、寄附謝礼品2, 625万円余、ふるさと寄附の返礼品にセイコーエプソン株式会社の主力製品、プリンター等を加えプロモーションを図ったところ大変大きな反響がございました。総額1億48万円余の寄附をいただいたところであります、その返礼品の購入費であります。6つ下でございます。シティプロモーション推進プランの策定委託料461万円余でございますが、戦略及びアクションプランの策定、シンクタンクに委託したものであります。1つ飛びまして、シティプロモーション推進事業負担金590万円余でございます。さきに申しあげましたシティプロモーション推進会議、これを活動協議会に移行いたしまして負担金を拠出いたしました。各種PR活動、市内体験ツーリズム等を実施したところでありまして、これには国の地方創生の上乗せ交付金を充当したところであります。

次の白丸、移住定住促進事業590万円余、これも新規事業でありまして、新たな取り組みといたしまして、地域おこし協力隊2人を任命をいたしました。主な内容につきましては、一番上の地域おこし協力隊員報酬2人分、下から2つ目の地域おこし協力隊活動補助金223万円余でありまして、特別交付税として措置されるものであります。

おめくりいただきまして、81ページの一番上の白丸であります。プロスポーツ支援事業735万円余であります、これは松本山雅J1昇格にかかわる支援経費でありまして、首都圏等のチームと8試合、JR塩尻駅、アルウィン間のシャトルバスの運行を補助した内容であります。また、3つ目の黒ポツであります、500万円の追加出資を行ったところであります。私からは以上でございます。

○情報政策課長 続きまして、7目の情報開発費をお願いいたします。支出済額2億1, 058万5, 000円余でございます。まず、最初に翌年度繰越額についてお願いします。繰越明許ということで総務省から求められておりますセキュリティの強靱化ということで、補正でお願いしたところでございますけれども、委託事業として事業執行できずに28年、翌年度に繰り越しを3, 000万円余いたしております。

それでは備考欄のほうから事業の説明をいたします。上から2つ目の白丸です。住民情報等電算システム管理

事業2, 697万2, 411円で行いました。主な内訳としましてはシステム保守委託料としまして1, 800万円余。内訳は番号制度、マイナンバー関連の住基システムに440万円、税務システムに560万円、宛名システムに790万円というものでございました。次の黒ポツでございます。電算機器使用料ということで294万3, 000円余。1つ飛びまして、中間サーバ・プラットフォーム利用負担金ということで558万6, 000円で行いました。

次の事業でございます。行政情報等ネットワークシステム整備事業として5, 583万3, 575円で行いました。主な内訳でございますが、システム保守委託料161万6, 976円。内訳といたしまして、全庁型の地図を扱いますGIS運用等保守業務委託料でございますが135万円、それからLGWAN関連機器等保守委託料26万6, 976円で行いました。次の黒ポツ、パソコン等使用料でございます。2, 025万8, 000円余、電算機器使用料3, 204万5, 264円、それから総合行政ネットワーク運用負担金として191万3, 175円で行いました。

次の事業でございます。白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業でございます。9, 436万6, 486円で行いました。主な内訳でございますが、電話料として586万7, 424円、指定管理料として、塩尻情報プラザ指定管理料7, 149万6, 000円。次の黒ポツ、拠点施設機器更新委託料として116万6, 000円余、パソコン等使用料として795万2, 000円余、支障移転等工事の工事代として316万2, 000円余、それから各種協議会等負担金として55万5, 000円余でございますけれども、内訳はJPNICの年間費30万円、JPドメインの登録料15万5, 000円余、IPアドレス維持料10万円余で行いました。

次の事業でございますが、情報処理事務諸経費として主に消耗品関係ですが564万4, 401円で行いました。主な内訳としまして、消耗品費として280万7, 704円、それからしばらく飛びまして、パソコン保守点検委託料203万3, 656円。内訳は財務会計システム改修業務委託料として118万8, 000円、光音声伝送システムとして、ほか8件ございますが、84万5, 000円余で行いました。

次のページをお願いいたします。上から3行目、分散型無線ネットワーク事業でございます。397万200円で行いました。主な内訳でございますが、1つ飛びまして無線装置保守点検委託料として、アドホック無線ネットワーク運用管理業務委託料393万9, 840円で行いました。

次の事業でございますが、グループウェアシステム運用事業947万7, 648円で行いました。主な内訳でございますが、パソコン保守点検委託料が220万3, 200円、それから電算機器使用料として727万4, 448円で行いました。

次の事業でございますが、印刷管理システム運用事業383万3, 566円で行いました。主な内訳として、1つ飛びまして、電算機器使用料として261万4, 032円。内訳としまして、印刷管理システム使用料が104万9, 000円余、それからタブレット会議システム使用料として156万4, 000円余で行いました。

次の事業でございますが、オープンデータ活用事業でございます。316万4, 400円で行いました。これは県の元気づくり支援金を利用しまして、オープンデータの活用推進をした委託料でございます。

次に、信州テレワーク誘致促進事業でございます。732万2, 400円で行いました。これは県のテレワーク事業とセットでございまして、テレワークを使って就業する方が、働きやすくデータ収集をするためのアプリケーションの委託料として支払ったものでございます。私からは以上でございます。

○地域振興課長 8目地域づくり振興費をお願いいたします。備考欄最初の白丸、地域づくり事務諸経費128万2,000円余でございますが、地域づくり系の事務処理にかかわります経費でございまして、臨時職員の賃金が主なものでございます。

次の白丸、行政連絡諸経費4,807万4,000円余でございますが、最初の黒ポツ、行政連絡長報酬66人分の2,944万円余、それから下から2つ目の黒ポツ、行政連絡委託料1,727万円余が主なものでございます。この委託料につきましては、行政連絡事務及び広報紙等の文書配布事務に係ります委託料でございます。

次の白丸、コミュニティ活動支援事業1,934万8,000円余でございますが、最初の黒ポツ、ふれあいのまちづくり事業補助金は、各区が行いました地域の活性化を図る事業に対しまして、交付金を補助したものでございます。地域づくり事業といたしまして、野村区の運動公園のトイレ整備事業のほか6件の補助といたしまして297万1,000円、また、ずくだし事業といたしまして、みどり湖区に対しまして、みどり湖広場の立木伐採事業に対して20万円、合わせて317万1,000円を交付したものでございます。次の黒ポツ、集会所改修事業補助金でございますが、これは吉田1区の第八常会集会所の改修工事など、その他3つの区へ合わせて267万7,000円を交付したものでございます。その下の黒ポツ、コミュニティ助成事業補助金。宝くじの収益金を財源といたしまして、自治総合センター、それから長野県の市町村振興協会が行います補助制度でございまして、大門三番町区の公民館の備品を整備する事業ですとか、本山区の防災倉庫の整備や防災備品の整備に係る補助など合わせて6件、1,350万円を支出したものでございます。

次の白丸、防犯灯管理事業の最初の黒ポツ、防犯灯設置改修補助金263万5,000円につきましては、LED防犯灯として新規、あるいは改修をされました一般防犯灯、それから指定防犯灯合わせまして152基に対する補助でございます。ページをおめくりいただきまして、85ページの最初の黒ポツ、指定防犯灯電気料補助金175万3,000円余でございますが、集落と集落の間にあります指定防犯灯638基の維持管理をしていただいております区等に対しまして、電気料を補助させていただいたものでございます。

次の白丸、地域活性化プラットフォーム事業166万2,000円余につきましては、一番下の黒ポツ、地域活性化支援事業交付金165万4,000円が主なものでございまして、地域が主体となって身近な課題を解決していく緊急的な整備事業、あるいは改修事業、人材の育成につながる事業などに対しまして、交付金を交付したものでございます。20万円を上限といたしまして、各地区に子供みこしの製造ですとか、地区のお宝マップの印刷、あるいは地区の歴史案内のための看板設置などの事業に交付したものでございます。

次の白丸、コミュニティ活動支援事業（繰越）分につきましては、先ほどちょっと話ありました、昨年3月に補正予算対応させていただきました床尾区公園内の池の周囲へのフェンス設置工事に係ります79万9,000円でございますが、事業が翌年度にかかったことから繰越明許の手続をとらせていただきまして、昨年4月に工事が完了したものでございます。

続きまして、9目の支所費でございます。支所費につきましては備考欄白丸、片丘支所管理運営費、以下支所ごとにお示ししてございますが、各支所ほぼ共通しておりますので、85ページの片丘支所の管理運営費を例に御説明申し上げます。主なものといたしましては、最初の黒ポツ、臨時職員賃金、こちらは1人分でございますが81万5,000円でございます。そこから5つほど下がっていただきまして、電力使用料59万5,000円。そこからまた7つほど飛びまして、清掃委託料66万7,000円余などとなっております。その2つ下の印刷

機等使用料16万5,000円余につきましては、これまで印刷機のほかに電子複写機と、それからパソコン用のプリンター2台ございました機器を1台にまとめまして、本庁舎と同様の複合機にしたものでございます。そのほかはごらんのとおり、消耗品費ですとか、燃料費、上下水道使用料等々、支所の管理運営に係る経費を執行したものでございます。なお、臨時的な支出といたしましては、一番下の黒ポツ備品購入費でございますが、調理室の老朽したFF式温風暖房機1台を新しくしたもので17万円余でございました。

以下、主な項目のみ御説明申し上げますが、ページをおめくりいただきまして87ページ備考欄2つ目の白丸、北小野支所管理運営費の8つ目の黒ポツ、営繕修繕料128万9,000円余でございますが、平常時に自動火災報知器のランプが点滅するなど異常を来したために、制御盤を新たに設置するなど工事をしたものでございます。

ページをちょっとおめくりいただきまして91ページをお願いいたします。白丸、樋川支所管理運営費でございますが、下から2番目の火災報知器の受信機更新工事124万2,000円でございますが、これは消防の定期設備点検におきまして不具合、自動火災報知器の受信機内のヒューズリレー等の発熱、電圧計の異常があったということで、改修が必要ということの中で受信機の更新工事を行ったものでございます。最後の黒ポツ、備品購入費15万6,000円余につきましては、軽トラック用の除雪板を購入したものでございます。以上でございます。

○委員長 それでは、11時15分まで休憩とさせていただきます。

午前11時07分休憩

午後11時13分再開

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

それでは、説明を受けました66ページから91ページまでの質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○柴田博委員 69ページのところの庁舎施設管理費の中で電話交換の関係ですけども、説明資料にはダイヤルインを導入することでの効果等が書かれているんですけども、具体的に数値でわかるようなものがあればちょっと教えてもらいたいんですけど。

○庶務課長 少々お待ちください。ダイヤルインにつきましては、ことしの1月から導入してございまして、手持ちの資料としましては、ことしの1月から今日までの状況のデータでございますけど、着信回数としては、おおむね日に100件程度、交換業務が減ったという状況でございます。

○柴田博委員 利用される方に、そのダイヤルインが伝わっていなければ利用はされないわけなんで、その辺でどんなことをして利用していただくような努力をしているかっていうのが、もしあればお願いします。

○庶務課長 広報紙でございますけれど、そこにはダイヤルインを持っている課につきましては、ダイヤルインの番号を広報紙に記載して、各課への連絡先として、今までは内線の何番というふうを広報紙に各課の御案内を出しておったわけでございますけど、そこへダイヤルインの番号を載せていただくようにしていただいた点と、もう1点は市役所から出す通知文ですね、こちらの担当者欄にもダイヤルインの番号を代表と内線にあわせて併記していただくように協力をいただいております、各課に。以上でございます。

○柴田博委員 ダイアルインを利用することについて、今までよりも料金的に負担がふえるとかいうことは、市役所としてはないわけですか。

○庶務課長 金額的には1回線につき100円、基本的な料金がダイアルインの場合はつきますので、約50回線ちょっとありますので、月にすると5,000円ぐらい負担はふえているということになります。

○柴田博委員 あと72ページのところの文書事務費のところ、これも説明資料の課題のところの2つ目に、適正に執行されていない文書等がまだ見受けられるというというふうに書かれているんですけど、具体的にどんな文書で、どんなことがやられていないのか、もしわかったら教えてください。

○庶務課長 全くの間違いというわけではないんですけど、表現が適切でなかったりとかですね、もう少し丁寧に御案内をしたら市民にわかりやすいというような場面もございまして、あとは誤字脱字が若干あるという、そのような状況でございます。

○柴田博委員 例えば、どういう文書になるわけですか。どういう文書のことを言っているんですか。

○庶務課長 最近の例としましては、市役所から出ていく文書の中にですね、建物の名前、名称、本庁とか保健福祉センターとか、総合文化センターという表記がない文書が出ていましたので、来客するお客さんが直接目的とする建物へ行けないと、そういう表記があれば直接そっちの窓口へ行けたというような事例もございました。

○柴田博委員 今説明されたような文書を、適正に執行されてない文書というふうに言うんですか。

○庶務課長 市役所でございますので、基本的に適正な文書を出すのを基本としておりますので、見方によっては適正でないというふうな捉え方もあるということで、お願いしたいと思います。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永田公由委員 75ページの一番上の行政チャンネルの業務委託料ということで出ていますが、現在、行政チャンネルを見れる機器をつけているお宅というのは、市内何戸くらいありますか。

○秘書広報課長 現在、ちょっと最近の状況はわからないんですが、27年度末になりますが、テレビ松本加入世帯が1万1,249世帯ということで42%になります。このうちと言いますか、行政チャンネル見れる世帯が6,190世帯ということで、全体の23%に行政チャンネルが見れる世帯という形になります。

○永田公由委員 要は行政チャンネルを見れる世帯をふやすために、テレビ松本がその加入促進を図るのか、市が加入促進を図るのか、両方でやれば良いと思うんだけど、そういったことは、市としては何か取り組みはされているわけですかね。

○秘書広報課長 前回は委員さんのほうから御指摘もございまして、今年度から各地区に区長会等に回りまして加入促進を図っております。ただ、ちょっとまだ経過の状態なものですから、まだ結果が出てきておりませんが、いずれにしても、そのような状態でテレビ松本の社員も一緒にというような部分で、加入促進を進めておりますが、ちょっと経営的な部分もございまして、なかなかちょっと行政がタッチするという部分も、難しい部分もございまして、いずれにしても各地区の情報を提供するような部分も含めて、地区のほうへ現在回って加入促進を図っております。

○永田公由委員 77ページの不動産鑑定委託料で旧桔梗ヶ原保育園の不動産鑑定の業務委託料が出ていますが、ここは売却していくという考えなんですか。

○財政課長 ここは売却公募をするために不動産鑑定を行いまして、予定価格を設定し、公募をいたしました。

けれども、公募の結果、最終的に取得したいという参加者がなかったということで、今のところ保留にしております。また、時期を見て可能であれば売却をしたいと思っておりますけれども、市街化調整区域ということでいろいろ課題も規制もございますので、今回成立しませんでしたけれども、売却の努力は今後ともしていきたいというふうに思っております。

○永田公由委員 今、課長が言われたように、あそこは市街化調整区域で建物壊して新規という、なかなか建てる建物の用途が限られちゃうんで、その辺で多分手を挙げにくいと思うんだけど、いわゆる更地にして売るといふ考えですか、最終的には。

○財政課長 今のところは、現状のままで公募という形をとりました。更地化してどういう使い道があるかというのちょっと不明でございます。かといって、市街化調整区域で可能な規制をクリアできるような、例えば農業的な施設ですとか、そういう用途はないわけではございませんので、当面は現状、売りも視野に入れて対応していくことになろうかと思っておりますけれども、何件か問い合わせはありましたので、そういう状況を踏まえて、場合によっては更地化というのも選択肢になるのかなというふうに思っております。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永井泰仁委員 79ページであります、移住定住促進事業の中で地域おこし協力隊員報酬2人分ということずっと計上されているわけですが、これの活動状況、成果とまではまだいかないと思いますが、どんな状況の取り組みを2人でされているのか説明してください。

○企画課長 地域おこし協力隊につきましては、2名任命をしたわけでありまして、お1人が安藤さんという方、27年8月に任命。もうお一方、宝山さん、11月に任命をしております。8月に任命しました安藤さん、プロカメラマンでありまして、各所のイベントの取材等を通じまして、今、写真のアーカイブ化を進めているところでありますし、また、週刊新潮等、著名な雑誌への投稿等もしているというところで、まだ取り上げられてはおりませんが、市のPRを積極的に展開されているという状況であります。もうお一方が宝山さん、この方はICT等の創業支援を専門にしております、シティプロモーションのウェブサイトの作成を主として担っていただきまして、しおじりタイムスというウェブサイトを最近公開をしております。それから、塩嶺の別荘地にありますベンチャーハウス、これを振興公社と協力をいたしまして改修をいたしまして、ここをベンチャー企業化の拠点としようというようなことで、塩尻へのそういった希望者の誘致等も積極的に行っているという状況でございます。以上でございます。

○永井泰仁委員 またしっかりですね、どれだけの成果が上がったり、あるいはどれだけの活動をしているのかって、また見えるような形でまとめておいてほしいと思います。

89ページから支所費の関係でございますが、例えば同じ支所で比べてみて、電話料やなんか比べてみると、例えば広丘が16万円だとすれば、北小野は38万円だか何万円だと思うんですけども、その電話料の違いというのは、市外局番ということで単純に理解していいのか、その辺はどうでしょうか。

○地域振興課長 特に突出しているのが、北小野支所の電話料かと思いますが、御存じのとおり北小野支所は、0266なんですけれども、これは諏訪圏域になっておりまして、ケーブルテレビなんかも諏訪のほうになっております。0266と、それから0263という2つの外線電話を北小野支所で持っております、と言いますのは、勝弦以外の地区は全部0266だもんですから、そのたび0263にもしてしまいますと、支所にか

るときに必ずその市外局番から回さなきゃいけないというようなことで、それぞれ地区内から支所にかけるときに直接かけられるようにということで、2本の外線電話を引いているという部分で、基本料金が毎月1万7,800円ですか、高くなっているというところでございます。

○永井泰仁委員 同じ支所費の中でございますが、例えば電気料の使用料を見ますと、檜川支所が199万円に対して吉田は100万円そこそこ、あるいは塩尻東支所も八十六、七万円ということの中で、檜川支所だけなぜこんなに倍近くになるのか、この理由について説明してください。

○地域振興課長 昨年もちよっとこの電気料の関係出まして、例えば吉田支所ですとか、檜川支所につきましては高圧業務用電力という電力を500ワットですかね、という契約をしております、もともとの基本料金がまず高いというのがございます。使用料のほうは、使う量に応じてっていうかかかる金額というのは安いのですが、基本料金が高いために、その部分は特に多くなっているということだと思います。それから、洗馬支所のようなところは、体育館が併設になっておまして、体育館のほうの電気料等も一緒に入ってきているという部分で高くなっているというところでございます。

○永井泰仁委員 契約電力によっては違うと思いますけどね、最近のやっている中で、吉田とか東が大体普通の標準だと見ればですよ、例えば吉田が100万円なら檜川支所は200万円近い金額になっているんですが、これは契約を改正するときは、どういう経過でここだけこんなに高い電気料になるか、その辺のことを研究したことが、あるいは検討したことがあるかどうか、お伺いをいたします。

○地域振興課長 支所の契約につきまして、特に電気料につきまして地域振興課のほうでこの部分についてという部分はございませんので、ちょっと支所のほうでお答えをしたいと思います。

○檜川支所長 電気料の高いということにつきまして、今、地域振興課長のほうから話があったように、やはり高圧電力を使っているということで基本料金が高くなっております。その辺につきまして、中電さんのほうで安くなるかどうかというプランを立てていただいて出していただきました結果、年間で数千円ほどしか変わらないというような結果が出ておまして、もともとが檜川支所の村役場だということで、どうしても施設全体が大きいものですから、それを今は使わせていただいているというような現状でございます。

○永井泰仁委員 いろんな理由があるにしましても、本当に、例えば吉田支所と比べりゃ電力使用料倍も違うんですから、いろいろな形の中でこの軽減化を図るようなことも、これから少し検討してみたいということで、要望で結構です。

○委員長 ほかにはどうですか。

○副委員長 弁護人の委託料についてお聞きしたいと思うんですが、69ページの中ほどに31万5,000円、これは従来からあったのかと思います。それと77ページの中ほどにも弁護人委託料59万4,000円というのがありますけれども、これは今までなかったような気がするんですが、この内容について、御説明をお願いします。

○財政課長 こちらにつきましては、先ほど申し上げました賠償金の支出をさせていただいております。これにつきましては、相手方弁護士との協議、あるいは相手方の損害賠償の額の過失割合の調整などがございまして、これについては専門の弁護士に委託する必要がございましたので、着手金と解決金合わせまして支出をさせていただいたというものでございます。大堤公園の事故に係る委託料でございます。

○副委員長 いろいろ煩雑化してきたり、案件がですね、専門的な部分があるんで、弁護士さんをお願いしたりして効率的に仕事を進めていくっていうのは、私は昔から賛成と言いますか、それぜひ進めてほしいという立場なんですけど、従来は69ページのほうに包含されていたような気がするんですが、そうすると今後はそういう特定の事案があれば、特定の項目に、款、項に計上していくって、こういうことでよろしいわけですか。

○庶務課長 69ページのほうの委託料につきましては、本当に簡易な相談でございまして、市が訴訟を受けたりというようなことになると、その時点で弁護士を専門に委託して、その事件について解決していただくためには、担当課において予算化するという方法を従来とっておりますので、そのようにさせていただいております。

○副委員長 特定の案件でそうやって明確化するときはですね、それは特定の款項目節なりに計上していくと、それはそういうことでわかりました。ただ、69ページのほうの一般的な部分についても非常に案件が多くなってきているんで、これを効率的に使えるようにね、これも三十何万円というところで非常に、言ってみれば安いんで、もう少ししっかりとお金をかけるんだったらですね、効率的な事務執行のほうに資したほうがいいのかなというふうに思います。

○委員長 それは要望でいいですか。

○副委員長 要望にしておきます。

それと79ページのところでお願いしたいと思いますが、行政評価推進事業について、資料のほうでは35ページのところに、その成果が記載をされていて、行政評価に、事中評価を取り入れて直近の予算に反映できるようになったということなんですけど、この事中評価の説明をお願いします。

○企画課長 昨年度、第五次総合計画進捗管理のために行政経営システムの構築をいたしました。その際、事務事業評価につきましては通常ですね、決算を受けた後に事務事業評価をして、その結果を反映するっていうのは予算になりますので、1年ブランクがあいてしまうんですね。そういう欠点がありましたので、例えば28年、今、実施をしている事業をこの10月から事中評価、中間で評価をしていきます。そこで浮かび上がってきた課題等につきましては、それを集約をして29年度の予算編成にダイレクトにつなげていく、また、コストですとか、効果の方向性につきましても中間で評価をして、それを予算編成にダイレクトに反映をしていく。この目的のために事務事業につきましては200少し欠ける、プロジェクトに直結した主要事業でございますが、これについては中間評価となっているということで、昨年度から取り組んでおります。以上です。

○副委員長 事中、中間評価ということですから、それはそれで反映される部分と、逆に言うと中間なんで反映されない部分っていうのは残ると思うものですから、そういう意味で言えば、そこら辺もしっかり見定めて、先ほど言われたように1年遅れちゃうと、決算もとよりですね、やっていると遅れてしまうんで、それはいいことだとは思いますが、その部分を考慮してもらって進めていただくようお願いしたいと思いますし、ただ、本会議でも私6月に申し上げたんですが、振り返りというのは非常に大事なことだと思うんで、その中間評価というのが振り返り的な意味なら大いに結構なことだと思っていますんで、ぜひ、効果のあるように進めていただきたいというふうに思います。

○委員長 それも要望でいいですね。

○副委員長 はい、要望です。

それと、同じく79ページの移住定住促進事業、これも説明資料のほうでいきますと37ページのほうに記載がされていて、成果として年間6,000人へのプレゼンの機会が創出されたということでありまして、先ほど永井委員の質問で、それぞれのお二人の仕事の内容というようなものがわかったんですが、その取り組み内容では、上にセミナーを東京で6回、京都で2回実施というふうにあるわけですが、こういった中で6,000人にプレゼンができたということでしょうか。

○企画課長 シティプロモーション移住定住促進の県外アプローチにつきましては、主要なものでありまして、今、副委員長さんがおっしゃったものがございます。全部で細かいものも入れますと13のプロモーションを県外で実施をしてまいりました。その中には、移住定住の個別相談でありますとか、マッチングのイベント、あとは学生、インターンシップ等の説明会等もございます。さらに、シティプロモーション係長の山田が地域活性化伝道師というような認定を受けまして、全国各地、本市の取り組みを紹介しておりますので、代表的な事例につきまして、係長より御説明申し上げます。

○シティプロモーション係長 山田です。昨年度、市外、また県外含めまして約100回のそういった、特に20代、30代、塩尻市に興味を持っていただき、移住定住していただくターゲットに向けた講演の機会等をいただいております。主なところでは、大学生への講演の機会。こちらは具体的には明治大学、日本大学などで講演の機会をいただいております。また、それに伴いまして塩尻市内への視察等もございまして、こちら累計で380名ほどの方に塩尻に来ていただき、講演の機会をいただいております。主なところにつきましては、説明は以上となります。

○副委員長 すると実質的な内容として、先ほどのお二人というよりも、山田伝道師が行っている数のほうが多いということでもよろしいわけですか。

○企画課長 決算説明書の6,000人へのプレゼンの主な内容につきましては、おっしゃるとおり山田係長中心に行っております。以上です。

○副委員長 最後に1点なんですけど、その課題の一番下のところに、移住定住希望者に効果的に訴求するインセンティブの付与が必要と、こういうふうにありますけど、これ具体的にどういったことをしたいのか。

○企画課長 今、各地で取り組んでおります、例えば移住者に対する直接的な支援ですね、例えば建築に対する補助でありますとか、土地購入に対する補助等が考えられますが、これを本市全体的に進めるということになりますと膨大な財政的な負担がございますので、どうしたら効果的に本市に愛着を持って定住をしてもらうかという内容につきましては、先ほど御説明申し上げました知の拠点推進事業の中で信州大学とのアンケートで、大手製造業の事業所1,000人規模のアンケートを実施をしました。住宅を持つタイミングでありますとか、どういった条件で定住をしたいかというアンケートをした結果、やはり何か所か借家を移転をしてから、子供が小学校に上がるくらいに家を建てたいという方がかなりの割合がおりましたので、そういう方の定住につなげるために地域に愛着を持ってもらう。これは、本年度設計を今しております。まもなく始めますが、地場産品の特産品のプレゼント事業というのを本市の借家に転入をされた方に開始をしようと、これで本市の特産品等を五感で味わっていただくことによって定住につなげていこうというようなことでありまして、27年度の課題には、こういった内容で上げさせていただきましたが、それにつきまして28年度事業実施と、こんな状況でございます。以上です。

○副委員長 日本全国の中で人口減という潮流の中でね、非常に難しい問題であろうかと思えますけれども、やりがいもある仕事だと思えますので、ぜひ、いろんな発想を持って、集約していったり取り組んでいただきますように、これも要望をしておきます。

○委員長 ほかに。

○永田公由委員 今回の副委員長の関連になりますけど、地域おこし協力隊の隊員っていうのは、いわゆる県外者なり、市外者でなければいけないという国の予算の縛りか何かあるわけですか。

○企画課長 地域の特性によりまして、地域おこし協力隊の前住地の要件がございます。本市の場合は楢川地区、過疎地域を含んでおりますので、地域おこし協力隊の前住地としましては、首都圏並びに近隣の都市部というような要件がございますので、東京近郊からお招きをするという要件がございます、現在3人の地域おこし協力隊であります、いずれも東京都からお迎えをしております。以上です。

○永田公由委員 そうすると、そういう人じゃないと国の予算がついてこないという理解でいいわけだね。

○企画課長 特別交付税の措置はないということでございます。

○永田公由委員 ないということだね。それと、いろんな形で移住定住のこの事業を進められているんですけど、今までの結果として、何人の方が塩尻に移住されて定住されていますか。

○企画課長 直接的な相談につきましては、昨年度20件シティプロモーション係にございました。このうち5件が移住につながっているというデータがございます。それから、市域全体を見ますと、27年度の市全体でいきますと、社会増、転入者が2,735人、逆に転出者2,587人で148人転入超過、社会増につながっております。大変良好な状況でございます。以上です。

○永田公由委員 5世帯というと10人ぐらいですかね。10人か十二、三人だと思いますけども、やはりこういった事業も必要なんですけども、私はまず1つは、今、塩尻にいる人がよそへ出て行かないようにすることも大事じゃないかと。例えば、朝日村へうちを建てて行っちゃうとか、私の同級生もそうなんですけど、息子のうち建てようと思ったら調整区域で建てられないって言ったら、その息子、松本へうち建てちゃったんですね。そういったことをしていくほうが、人口減少に歯どめをかけていくのには、そういったほうも力を入れていかなきゃいけないし、もう1つは、確かに都会の皆さんに来てもらって、いろんな形でセミナーやったりしてやることも必要でしょうけど、要は塩尻から東京なり、都市部の大学へ行っている子供たちをいかにUターンさせるかと、このほうが私は大事だと思うんですね。逆に言えば、100人くらいの子が大学行って、そのうち誰も帰ってこなくて移住者が5世帯来ても、それは何の効果もないと思えますので、その辺の取り組みというのは、今、これから考えていかれますかね。

○企画課長 まず、市内の特に若い世代、本市に対する愛着を持っていただくということ。これは学校教育と連携をして進めていくわけでありまして、現在、キャリア教育推進協議会というところに私ども入っております。小中学生のキャリア教育をどうしていくかという点と、あと、それ以上ですね、高校生のキャリア教育をどうしていくかというようなことで、よい方法がないかというようなことで模索をしているような状況であります、これについてはリクルート、ソフトバンクと実施をいたしました民間活力導入事業におきまして、民間企業の御協力もいただく中で、塩尻市独自のそういったキャリア教育のシステムをこれから開発していこうというような動きになっておりますので、それを地域フィールドして実施をしていきたいというようなことを考えております。

し、また、現在、塩尻未来会議という個別のテーマを設けまして、ワークショップを実施しております。これも市民に対して、本市の課題を共有して愛着を持ってもらう取り組みということでありますし、県外につきましても、これ長野県も大分力を入れております。県と連携等する中で、大学生を中心としたUIJターン、それから地元へのインターンシップの拡大等も今後、実施をしてみたいと考えております。以上です。

○永田公由委員 しっかりやってください。それから、もう1つ同じシティプロモーションの中で、寄附金の謝礼品ということで出てますけど、このふるさと納税に対して謝礼というか、いろんなのを贈るんですけど、これは企画課でやっているのでしょうか、どういったシステムでやられているわけですか。受注、発注ですね、返礼品の。

○企画課長 現在、ポータルサイトでありまして、ふるさとチョイスという、これは全国のふるさと納税を実施をしている自治体の9割以上が加入をしているポータルサイトであります。ここから寄附者というのが入っていくというようなことで、ここに本市の特設ページを設けまして、謝礼品、寄附額等の掲載をしております。寄附を希望する方は、ここから入る方が9割でありまして、クレジット決済ができるようになっておりますので、そうした項目を入力をした者が、メールでその都度企画課のほうに連絡があります。クレジット決済は1カ月に2回ほどでありますので、その決済が確定した情報が来ますので、お金が確かに入ったと。その時点で希望する返礼品、それから税の控除の証明等を郵送で送ると。こんなことで対応しております。

○永田公由委員 それは企画課で発送しているわけですね。返礼品を集めると言えば変だけども、持ってきて、そこで発送していると。そういう業務は企画課が全部やっていると、こういうわけ。

○企画課長 そのとおりでございます、また明日なりますが、補正予算御審議いただく中で、その委託等も今回計上したところでございます。

○永井泰仁委員 69ページであります、信州塩尻会も何十年って続いているわけでございますが、東京とか名古屋とか、関西とかですね、会場別にどのぐらいの皆さんが実際参加されているのかお伺いします。

○秘書広報課長 27年度になります、東京塩尻会が、現在会員が147名おります。そのうち参加者が65名、44.2%の参加率です。名古屋になります、会員が102名、参加者が18名、17.6%の参加率です。関西が、会員が38名、参加者が12名、31.6%という状況であります。

○永井泰仁委員 会員に対して参加者も少ないわけですが、これに対する、例えばこれがふるさと納税につながるとか、いろんな人脈とか企業誘致につながるとか、そういうようなことにつながった話は、余り聞いていないんですが、今後、この塩尻会のあり方については、どう考えていますか。

○秘書広報課長 現在もそうなんです、必ず東京、名古屋、関西含めてですけど、市長が出席するように努めているわけなんです、その場におきましても、ふるさと納税の関係についてもPRを行っておりますし、実際、実績も上がってきている部分も昨年度もございましたので、ちょっと27年度の実績は状況を捉えてないんですが、その部分でふるさと納税についてもPRをしたり、あと企業誘致の関係につきましても産業政策振興事業部のほうでも参加して、部長なり、課長が参加しておりますので、その席でもPRと言いますか、話もしておる状況もございますので、もちろん市長もその場で話もしておりますので、今後も参加人数が少ない部分がございますので、先ほど出ておりますシティプロモーション部分も含めた中で、見直しと指摘部分もありますので、その辺も含めた中で参加率の向上を図ってまいりたいと思います。

○柴田博委員 先ほどのふるさと納税寄附金の関係ですけれども、約1億円の寄附をいただいて2,600万円という返礼品をお渡しして、その差が市の収入になると思うんですが、逆に市民がほかの市町村にふるさと納税で寄附をしているというのもあると思うんですが、それがどれくらいなるかっていうのはわかるんでしょうか。

○企画課長 ふるさと納税にかかわる控除額等ということで、これは市県民税の調書によります。これは、ふるさと納税と市民による自治体への寄附というくくりでありますので、例えば塩尻市民が塩尻市に寄附しても、この中に含めて集計をしていくという、その合計額がですね、税額控除が2,416万円余でございます。それだけ市民税が控除されているということでございます。

○柴田博委員 そうすると約5,000万円くらいは、市の増収になっているということで考えればいいですか。

○企画課長 いわゆる黒字部分ということになります。

○柴田博委員 それから、もう1点違う問題ですが、82ページのところにタブレットを利用した会議のことが書いてありますが、これはあれですね、個人持ちのタブレットじゃなくて、市が用意しているタブレットを使った会議ということですね。

○情報政策課長 はい、そうでございます。

○柴田博委員 それで、会議の間は、そのタブレットを見ればいいんでいいんですが、例えば会議への参加者が、後からその会議での資料を見たいとかで必要になるようなものがあると思うんですが、そういう場合は、どうされているわけですか。

○情報政策課長 必要に応じて、グループウェアのほうからダウンロードが、その方だけIDとパスワードによりまして見れるような形をとっております。事後に。

○柴田博委員 事後に、タブレットではなくて、自分のパソコンなりから。

○情報政策課長 自分のパソコンにダウンロードして使えるような形をとっています。

○柴田博委員 それは役所のほうにお願いをして送ってもらうじゃなくて、参加者、自分でできるということですか。

○情報政策課長 基本的に会議に参加した方が要求される場合という、職員に限りますけれども、現在の場合。

○柴田博委員 やっぱり職員に頼まなきゃいけないということね。わかりました。

○委員長 ほかにはどうですか。いいですか。それでは、91ページまでは、以上で終了とさせていただきます。

それでは、1時まで休憩とさせていただきます。

午前11時56分 休憩

午後 0時56分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

次に移ります。歳出2款総務費1項10目生活支援対策費90ページから2款6項監査委員費109ページまで、3款民生費1項8目国民健康保険総務費124ページから9目後期高齢者医療運営費125ページまで、4項国民年金事務費140から143ページまでの説明を求めます。

○市民課長 それでは、決算書の90、91ページをお願いいたします。一番下になりますけれども10目の生活支援対策費について説明をいたします。備考欄1つ目の白丸、嘱託員報酬ですけれども、次のページになりま

すが、一番上にあります消費生活専門相談員報酬、これは消費生活センターに配置している相談員でございます。なお、この相談員の報酬、社会保険料については、県から補助率10分の10の補助金が交付をされております。

93ページの次の白丸になりますけれども、消費・生活支援対策事業、この中の主なものにつきましては、1つ目の黒ポツ、法律・特設合同相談員謝礼112万円余でございますが、こちらは年間で31回開催をいたしました法律相談と11月に開催した特設合同相談での弁護士などへの謝礼となっております。私からは以上です。

○人事課長 それでは、その下の11目職員厚生費をお願いいたします。最初の白丸、嘱託医報酬につきましては、労働安全衛生法に基づきまして、従業員50人以上の企業等につきましては、産業医1人を配置することになっておりまして、田村内科医院の院長先生に委嘱したものでございます。

次の白丸、職員健康管理・福利厚生費でございますが、5番目の黒ポツ、メンタルヘルスカウンセリング委託料でございます。これは月2回、1回につきまして5人の職員のカウンセリングを産業カウンセラーに委託して実施した委託料でございます。その下の黒ポツ、職員健康診断等委託料でございますが、まずヘルスクリーニングにつきましてはJA厚生連、また循環器系検診、がん検診につきましては、長野県健康づくり事業団に委託して実施した委託料でございます。

次の12目職員研修費でございますが、その職員研修諸経費の2つ目の黒ポツ、特別旅費でございます。これにつきましては、研修にかかります旅費でございますが、この中には県や国などへの派遣研修分も含まれております。4つ下の黒ポツ、研修委託料でございます。こちらにつきましては、外部から講師を招聘いたしました研修会等の委託料でございます。特に一番上にあります塩尻市版人材マネジメント部会業務委託料につきましては、27年度につきまして重点研修というふうに位置づけまして、課等の長を対象に年4回実施したものでございます。深く考え対話する手法、こういったものを用いました研修プログラムでございまして、この市役所の経営理念を実践する職員とか、組織がどうあるべきかにつきまして研究をしたものでございます。その下の黒ポツ、諸研修会参加負担金でございます。こちらにつきましては、日本経営協会等専門の研究機関への派遣の負担金でございます。以上でございます。

○消防防災課長 続きまして13目防災防犯費、防災防犯諸経費676万円余の主なものについて御説明いたします。94、95ページをお願いいたします。上から9つ目の真ん中辺の黒ポツ、被災者支援システムサーバ等使用料129万円余につきましては、大規模災害時において被災者情報、避難所情報、倒壊家屋情報等を一元的管理するシステムサーバ等の使用料でございます。この4つ下の黒ポツ、塩尻朝日防犯協会負担金220万円につきましては、地域防犯活動や子供の安全対策を推進する活動を行っております塩尻朝日防犯協会への本市の負担金でございます。

次の白丸、防災施設・設備等整備事業1億7,311万円余のうち、上から6つ目の黒ポツ、監理委託料263万円余につきましては、デジタル移動系防災行政無線の整備工事に係る監理委託料でございます。その2つ下の黒ポツ、檜川地区防災行政無線保守管理委託料238万円余と2つ下の黒ポツ、防災行政無線保守点検管理委託料666万円余は、屋外スピーカー等から放送されます同報系防災行政無線の保守点検の管理委託料でございます。下から5つ目の黒ポツ、デジタル移動系防災行政無線整備工事1億4,314万円余につきましては、デジタル移動系防災行政無線の整備工事に係る工事費でございまして、基地局設置4局、半固定型11局及び車載型無線40式、携帯型無線240式の整備を実施いたしました。一般の電話が不通となった場合でも通話可能で

あり、グループごとの通話と携帯電話のように個別通話も可能であります。また、通常の業務でも使用してもらい、操作に慣れるようにお願いしております。その下の黒ポツ、気象観測装置839万円余につきましては、雨量計の設置工事費でございまして、小曾部浄水場、勝弦グラウンド南、檜川中の3地区に雨量計を設置いたしました。市内全域で11カ所になり、市のホームページからもリアルタイムな情報を得ることができます。一番下の黒ポツ、戸別受信機設置費補助金130万円余につきましては、屋外において同報系防災行政無線が聞こえない難聴地域の世帯等に対し、受信機設置のための補助金を19件支出したものでございます。

次の白丸、防災施設・設備等整備事業（繰越）分8,944万円余につきましては、前年度から繰り越しましたデジタル移動系防災行政無線の整備工事費でございます。私からは以上でございます。

○公平委員会事務局長 私の方は、98、99ページをお開きください。99ページ上から2つ目の丸になりますけれども、公平委員会運営事務諸経費になりますけれども52万9,000円余でした。このうち主なものは、委員報酬になりますけれども21万8,000円余で、これは委員3人の会議や研修会への出席をされた際に、それぞれ日額9,500円の報酬を支払ったものでございます。以上です。

○税務課長 続きまして2項徴税费ですが、税務課、収納課、両課にかかわりますので、私からは税務課関係につきまして御説明を申し上げます。決算書99ページ、備考欄一番下の段の白丸、賦課事務諸経費1億801万円余について主な内容を説明を申し上げます。上から5つ目の黒ポツ、印刷製本費181万円余につきましては、市県民税の申告書、特別徴収の書類のほか、郵送用封筒等の印刷代であります。そのページの一番下の黒ポツ、パンチオペレート業務委託料447万円余につきましては、企業等から紙ベースで提出を受けた給与支払報告書、年金支払報告書、償却資産申告書のデータのパンチ入力の手配が主なものとなっております。では、続きまして100、101ページをお願いいたします。101ページ、備考欄一番上の黒ポツ、eLTAX関連業務委託料389万円余につきましては、まずeLTAXについて説明を申し上げますと、このシステムにつきましては、地方税における手続等をインターネットを利用いたしまして電子的に行うシステムで、法人市民税に関しましては、中間、確定、修正の各申告書、個人住民税に関しては、給与支払報告書及び特別徴収対象者の異動届の申請、公的年金支払報告書の受領、固定資産税に関しましては償却資産の申告書、また税務署へ提出されました確定申告書の情報につきましても、国税連携機能によりまして取り込むことができるものとなっております。この一連の業務に対しまして、本市の基幹システムと連携をいたしました運用管理をeLTAXサポート事業者に委託したのとなっております。その3つ下の黒ポツ、税システム使用料3,152万円余につきましては、税務関連の基幹システム使用料で情報政策課からの指示額となっております。4つ下の黒ポツ、市県民税申告課税業務支援システム使用料358万円余につきましては、確定申告時に申告内容のチェックを行うと同時に、市県民税の課税にかかわるデータを蓄積をするコンピューターシステムの使用料となっております。6つ下の黒ポツ、市税還付金4,127万円余につきましては、前年度以前の収入として処理をされた税金のうち、27年度中に行われました法人市民税の確定申告に基づき、予定納税分の過大となった場合の還付、また、国税である個人所得税及び法人税にかかわる更正請求に伴いまして、波及を受けた個人市県民税及び法人市民税の還付額となっております。また、固定資産税に関しましては、所有権の移転漏れや償却資産の修正申告分、家屋の見積もり等の還付となっております。平成26年度より件数が124件、金額で1,204万円余の増加となっております。増加となった要因につきましては、法人市民税が主に確定申告に伴う予定申告の法人税割分の還付や更正な請求によ

りまして、金額で1,035万円余がふえたことによるものとなっております。

次の白丸、固定資産評価替等対応事業2,060万円余につきましては、平成28年度課税に向け実施をした各種業務となっております。備考欄の最初の黒ポツ、評価替等対応事業委託料1,728万円につきましては、土地家屋の経年異動更新、公図データ更新、土地の地目判読調査、未特定家屋調査等の委託料となっております。次の黒ポツ、標準宅地不動産鑑定委託料332万円余につきましては、地価の下落状況を判断するために、平成27年7月1日時点での230地点を不動産鑑定士により鑑定をした委託料となっております。私からは以上です。

○収納課長 収納課関係でございますが、次の白丸、徴収事務諸経費3,174万5,000円余につきまして、主な内容を御説明いたします。9つ目の黒ポツ、口座振替等手数料484万5,000円余につきましては、市税の収納に当たりまして、口座振替の手数料1件10円、それから金融機関の窓口の納付書の支払手数料1件30円、コンビニの収納委託料1件60円、これに消費税を加算した額を収納課分として支払ったものでございます。7つ下の黒ポツ、滞納管理システム使用料810万7,000円余は、分納計画、差し押え調書の作成など、滞納整理に特化したシステムの使用料となっております。戻りましてその2つ上の黒ポツ、社会保障・税番号制度システム改修委託料299万7,000円は、この滞納管理のシステムをマイナンバー法導入に伴いまして、システム改修を業務委託したものでございます。下から3つ目の黒ポツ、地方税滞納整理機構負担金442万2,000円につきましては、大口困難案件の滞納処分を専門的に行う地方税滞納整理機構へ、滞納事案25件を移管して徴集をいただいた分の負担金として支払ったものでございます。以上です。

○市民課長 それでは、次の3項1目戸籍住民基本台帳費についてでございますが、次のページ、102、103ページをお願いいたします。備考欄の2つ目の白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費でございますけれども、こちらの主なものにつきましては、下から7つ目の黒ポツになりますけれども、戸籍システム使用料920万円余を初めといたしまして、住基システム、戸籍システム、住基ネットワークシステムなどのそれぞれの保守委託料とシステム使用料が主な支出となっております。また一番下の黒ポツ、個人番号カード交付事業交付金1,886万円余につきましては、マイナンバー制度に伴いまして、地方公共団体情報システム機構への支出でございますけれども、こちらについて新たな経費となっております。なお、この交付金については国から補助率10分の10の補助金が交付をされております。私からは以上です。

○選挙管理委員会事務局長 4項選挙費になりますけれども、1目選挙管理委員会費であります。103ページの下白丸になりますけれども、委員会運営費等事務費になります。これにつきましては、システムの使用料、委員会運営に関する所属するこの負担金、分担金等が主なものでございます。103ページの備考欄下から3番目の選挙システム改修委託料388万8,000円余につきましては、18歳選挙権等の公職選挙法改正に伴うものでございます。

次のページになります。3目の県議会議員選挙費でございますが、4月12日に執行されました長野県議会議員選挙の経費でございます。定員1人に対しまして4人の立候補者があり、本市の投票率は51.42%でございました。その選挙執行経費は1,535万3,000円余でございますが、平成26年度で準備をしておりますので、総額では1,189万9,000円余となります。主なものにつきましては、投票管理者等報酬248万6,000円余となります。そのほか職員給与費769万6,000円余、それから選挙事務諸経費517万円

余でございますが、選挙事務諸経費中主なものにつきましては、ポスター掲示場設置委託料64万8,000円、それから投票管理システム運営委託料58万3,000円余でございます。この県議会議員選挙の経費は委託金としまして、県から全額支払われております。

同じページの4目市議会議員選挙費でございますが、これは4月26日に執行されました市議会議員の経費でございます。定員18人に対しまして20人の立候補があり、投票率は52.81%ございました。主なものにつきましては、投票管理者等報酬202万3,000円余、職員給与費779万2,000円余、選挙事務諸経費2,363万2,000円余でございました。選挙事務諸経費中主なものにつきましては、107ページのポスター掲示場設置委託料826万2,000円、選挙運動公営費負担金876万円余でございます。以上です。

○企画課長 続きまして、5項統計調査費、1目の統計調査総経費でございます。備考欄2つ目の白丸、統計調査諸経費、企画課統計系の事務経費でございます。

続きまして2目基幹統計調査費であります。学校基本調査等、国の基幹統計調査に該当しました。

おめぐりいただきまして、108、109ページ、3目の国勢調査費であります。2,298万円余でございますが、5年に1度の国勢調査にかかわる経費でございまして、340人を超える指導員、調査員を任命いたしました。従来の調査票調査とあわせて、新たに導入されましたインターネット調査に対応したところでございます。指導員・調査員報酬1,874万円余が主な内容でございます。私からは以上です。

○監査委員事務局長 6項監査委員費でありますけれども、これにつきましては、備考欄2番目の丸印になりますけれども、監査事務諸経費につきましては、支出済額が446万4,000円余でございました。このうち主なものは、委員報酬が289万2,000円余で、これは識見委員2名に対して月額9万6,000円の報酬を、議選委員につきましては、月額5万4,300円の報酬を支払ったものでございます。また、臨時職員賃金が102万円余、会議や研修会に出席した際の旅費、費用弁償、それから会議出席負担金を初めとする各種負担金などでございます。以上です。

○市民課長 それでは、ページが少し飛びまして124、125ページをお願いいたします。8目の国民健康保険総務費でございますけれども、備考欄の3つ目の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金が主なものとなります。繰出金につきましては、保険基盤安定繰出金（保険税軽減分）1億8,600万円余、同じく（保険者支援）分の1億1,500万円余などルール分に基づくもの、また、一番下になりますけれども、その他一般会計繰出金（財政支援）分6,750万円余など、合計で4億8,000万円余を一般会計から特別会計に繰り出しました。

次の9目後期高齢者医療運営費につきましては、1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金、これは事務費分と医療費分でございますけれども、合わせて5億4,400万円余を広域連合に負担金として支出しております。

2つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、事務費繰出金1,000万円余と保険基盤安定（保険料軽減）分としての繰出金で1億2,300万円余を繰り出してしております。

もう一つ、またページが飛びまして、140、141ページをお願いいたします。下のほうになりますけれども、4項1目の国民年金事務費につきましては、法定受託事務として行っております国民年金の事務に関します人件費と事務諸経費となっております。説明は以上です。

○委員長 それでは、説明を受けました143ページまでの質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○中原巳年男委員 109ページのところで国勢調査諸経費というのがありますけども、この中でインターネットで報告した件数っていうのはわかりますか。

○企画課長 1万1,405世帯、全体の45.5%がインターネットからでございます。

○中原巳年男委員 これに、この指導員とか、調査員というのかかわるわけですか、インターネットのにも。

○企画課長 調査員がですね、まず調査の前段で各受け持ちの区域の前後にインターネット調査の案内を含めた訪問を実施いたします。そこでインターネットの回答をすれば、それ以上の調査は行いません。インターネットで回答を受けた中にもですね、記載の不備等ございますので、そういった場合は指導員と調査員が連携をして調査項目の追加調査をすると、こんな流れでございます。

○委員長 ほかにはどうですか。

○副委員長 95ページをお願いします。上から9つ目の被災者支援システムの関係になりますが、これは避難所への避難者の情報の登録等になると思うんですが、実際の場合には、携帯用のパソコンか何か持って行って現場で入力するっていうことになるんでしょうか。

○消防防災課長 今現在は消防防災課のほうのパソコンにこのシステムがありまして、おおむね4カ月ぐらいで住民記録を更新しております。実際の災害等になれば、その避難所にパソコンがあって、そこで入力するのが一番早いですけども、全てのところに機械があるとは限りませんので、紙ベースで書いていただいたのをトータルのままとめてパソコンに入力するというのも考えております。

○副委員長 できるだけ早く避難所ごとの避難所名簿とかできればいいわけですよね。それをやって、避難した人の数にもよるんでしょうけど、大分時間がかかってしまうと思うんですけど、それはそういうことでいいわけですか。あと使うときも、それをどこで使うんです。消防の全体の本部か何かで使用するわけですか、そこにいる、避難している名簿は、その施設で使って初めて意味があるのかなっていう気もするんですが、いかが。

○消防防災課長 全ての施設にパソコン等がなければ、それは理想だと思いますけれども、多分、そこに小学校の体育館等もありますし、とりあえず今は数もありません、配備できませんので、最終的に一元化して消防防災課のほうで取りまとめをして、入力をして、全部の避難所のデータをそこで管理していくと、とりあえずは思っております。でも将来的には、基本的には避難所等々にパソコンがあって、そこで受付で入力をすれば、スピードアップは図れると思いますので、そういうふうを考えていきたいと思っております。

○副委員長 姿勢の問題であってね、被災時の避難して来てる人を確認し、それに対応するためにはどうしていったらいいかっていうことが必要なことであって、ただ単に名簿管理するだけじゃないと、私は思うんですよ。そうしたら、今のお答えの後半の部分ですね、各施設にきちんと整備するということを積極的に進めていかなかったら、消防の本部でそれを持ってどうするかと思うんですが、もう1回ちょっとお答えを。

○消防防災課長 紙につきましては、今、おっしゃったとおりに積極的に機械と、あと操作する方も必要でございますので、そんなようなことを今後考えていきたいと思っております。

○副委員長 総務部長、そのお考えを。

○総務部長 本会議でも、たしか山口議員の質問にお答えをさせていただきました。学校の体育館で、そのシステムがパソコンでそのまま使えばいいんですが、その辺のところは実際に被災になった場合に、事務室から持ってくるとか、いろいろな問題がありますので整理をさせていただいて、委員おっしゃるようによく使えなければ

ば意味ございませんので、またオペレーターの関係も実際のところ消防防災課の経験の職員でないとなかなか今使えないというような状況もございますので、いざというときに実際に使えるような形で整備を進めていきたいというふうに思います。

○副委員長 それはですね、地震の規模等によってどういう状況であるかってことはわからないわけですが、ただ逆に言えばどういう状況であっても、その体育館に置いて使用できるふうにしていくというのが基本的な考え方じゃないかというふうに、私は思うわけですね。いや、そのときになったらできますじゃなくて、訓練のときからですね、できればこういうものを用いて試しをやってみるとか、そういったもっと実践的な考え方というのは必要だと思いますんで、これから検討していくってことですから、これはしっかりと検討していただきますように要望しております。

いいですか、続けて。それと、デジタル移動系防災行政無線の関係で、済みません、ちょっと数聞き取れなかったんですが、携帯用は240ですか、数。

○消防防災課長 はい、240です。

○副委員長 それは、どこに配置をされるのか、お願いします。

○消防防災課長 配置はしております、消防署、警察署、各支所、学校・保育園、児童館、区長宅、消防団、また市役所の関係課となっております。

○副委員長 これも訓練として試しに使用してみるとか、そういった訓練はされていますか。

○消防防災課長 まず一番最初に消防団のほうに配備いたしまして、常に毎月1回、2回ないし使っておりますので、必ずその場で無線等を使った訓練等をしていただいておりますし、この間の総合訓練の場でも、本部等のやりとりなどなどしておりますし、保育園でも訓練の日に使っているというふうに聞いております。以上です。

○副委員長 ぜひ、有事の際に実際に役に立つような、訓練等のときに用いて練習しておくこととかですね、そういうことをぜひお願いをしておきたいと思います。

○柴田博委員 101ページの下の方の地方税滞納整理機構への負担金ですけども、毎年25件分ということなんですが、27年度の実績についてはどんな感じだったでしょうか。

○収納課長 地方税の滞納整理機構への負担金でございますが、27年度につきましては移管した額、これは本税と督促延滞金含めた金額ですが4,138万5,000円余。それに対しまして徴収の実績でございますが、1,722万7,000円余、徴収率といたしましては41.63%となっております。

○柴田博委員 そのうちですね、前年に引き続いて委託したようなものは、何パーセントくらいありますか。

○収納課長 済みません、数字としてちょっと持っておらないんですが、基本的には移管の期間は1年となっております。1年で徴収が終われば、徴収できてない分は、市のほうに戻ってくるような形になります。多分1件か、2件は継続しているものがあるかと思いますが、基本的には1年を限度に行っております。

○柴田博委員 そうすると、機構のほうで回収できなくて市に戻ってきた分というのは、その後引き続いて市のほうでまた回収等に努力をしているわけですか。

○収納課長 そうなります。機構のほうで結局財産調査等を行って、結果的に取るべき財産がないというようなものにつきましては、戻ってきた段階で執行停止等の処分をかけますし、差し押さえ等が入って徴収滞納処分をしているものにつきましては、機構のほうからまた市のほうに移管をされまして、引き続いて徴収を行っていく

ような形となります。

○柴田博委員 あと同じページの口座振替の手数料の関係ですけれども、コンビニが1件60円ということで高いわけですが、コンビニから振り込むというのは、今、大体割合としては、どれくらいの割合でコンビニを使われているか、わかったら教えてください。

○収納課長 コンビニですが、平成26年度からコンビニ収納スタートしております。27年度につきましては全体の納入の12%がコンビニ収納です。ちなみに納付書で納めていただいているものが29.7%、それから口座振替によるものが58.2%となっております。

○柴田博委員 わかりました。

○永田公由委員 今の101ページの関係で、上からちょうど10番目に地方税電子化協議会負担金ということで110万円余の負担金が出てるんですけど、この電子化協議会というものは、どういうものかちょっと詳しく説明してください。

○税務課長 地方税電子化協議会につきましてはeLTAX、先ほど若干御説明申し上げましたが、その開発と安定的な運営を目的といたしまして、平成15年8月に設立されたものとなっております。一般社団法人で全国の全ての都道府県、市町村が加入をしている団体ということになっております。この団体の運営にかかわる経費につきましては、各その都道府県、市町村が分担をして支払うというような形で運営を行っております。

○永田公由委員 具体的には何をやっている協議会なの。

○税務課長 こちらは電子申請等の運営を行っている団体というか、協議会になります。先ほどのとおりありましたけども、住民税とか、確定申告等の電子申請ですね、そういったものの処理を行う団体って言いますか、協議会になります。

○永田公由委員 それで、その負担金っていうのは、その件数によって大体来るわけ。そうじゃなくて。

○税務課長 負担金につきましては、算出基礎といたしまして人口、あと税収等、納税義務者数等を基礎として、各自治体に求められているものとなっております。

○永田公由委員 わかりました。もう1回いい、ほかの。

93ページの下に(社)塩尻青年会議所法人賛助会員会費負担金っていうのがあるんだけど、これは市役所がいわゆる青年会議所の賛助会員になっているということですか。

○人事課長 市役所として賛助会員になっておまして、職員2人通常業務をしながらですね、こちらのほうに派遣して一緒にいろんなことをやっているという状況でございます。

○永田公由委員 これ、前から出してた。

○人事課長 いつから始まっているか、ちょっと今わかりませんが、以前から職員を派遣しながらやっております。

○永田公由委員 いいです。

○委員長 ほかに。

○柴田博委員 103ページの真ん中よりちょっと下で、個人番号カード交付事業交付金というのがあって、機構へ支払っている交付金で、国から10分の10出てるということですけど、これどういう性格の交付金なのかもちょうと説明をお願いします。

○市民課長 マイナンバー制度に伴いまして、昨年10月に国民の方全員に送られた個人番号の通知カードの作成、それから、それに基づきまして個人が申請をされた個人番号カードも作成して、各市町村に送るというような業務を地方公共団体情報システム機構が行っております。これについては、全国の市町村全てがこの機構にこの事務を委任するという形になっておりまして、それにかかわる経費については国が全額補助するということになっておりまして、今回支出している1,800万円余につきましても、国から補助金が交付されております。

○柴田博委員 これは例えば塩尻市の分については、その通知カードにかかわるものか、申請された個人番号カードを申請したものとかってということで、数によってその交付金の額というのは変わってくるわけですか。

○市民課長 計算の基礎としましては、通知カードの作成の業務と申請に基づきましたマイナンバーカードの作成業務にかかった経費について、各市町村分を機構のほうに請求するという形になっておりますので、通知カードにつきましては人口に対して、それから番号カードにつきましては、実際申請のあった経費について計算されていると思われませんが、実はこの経費の請求については、何について幾らという細かい積算基礎は来ておりません。塩尻市は幾らですよってという請求が実は来ているだけです。ただこれについては、国から全額の補助金が出ておりますので、各市町村とも同じ状況ですけれども、請求のとおり支払っているという状況でございます。

○柴田博委員 あとですね、この関係だと思うんですが、説明資料の25ページのところに通知カード再交付というのが160件、1件500円で8万円というのがあるんですけど、これをちょっと説明してください。

○市民課長 全世帯に昨年10月以降送られました通知カードですけれども、やはり、やはりっていうか、本来ですと簡易書留で送られておりますので、その世帯の方がどなたかが署名なり、印鑑を押して郵便局員さんからお受け取りになっているはずなんです。それを紛失されたという方も中にはいらっしゃいまして、それを再発行してもらいたいという申請があった場合は、再発行の手続をとるんですけども、その際につきましては、1件500円という手数料をいただいております。

○柴田博委員 そうすると届かなくて戻ってきたものじゃなくて1回届いているけど、それがなくなってしまっで受け取る本人から再発行の申請があった件数、そういうこと。

○市民課長 受取人不在として戻ってきてる分もありますので、一応そちらは調査をいたしまして、戻ってきてないものに対して、私の手元にないっていう方について再発行の手続をしているという状況です。

○柴田博委員 それと、個人番号カードの発行については、27年度中にも多分あったんだと思いますが、それはここには記載されていないんですけど、それは何か、発行はされてますよね。

○市民課長 27年度中もですね、1月末から交付をしております。ちょっと資料のほうに数字が出ておりませんが、3月末までで700、ちょっとお待ちください。失礼しました。766枚が27年度中には交付になっております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにどうですか。

○中原巳年男委員 今回の柴田委員さんの、関連ありますけども、書留で送られてきて、それで役所のほうへ戻って、まだ本人のほうへ届いてないというのは結構ありますか。

○市民課長 今現在、市民課のほうで保管しております通知カードにつきましては、462件ございます。

○中原巳年男委員 というのは、私のところがちょうど家の建てかえ中で、借家のほうへ転居してたんですよ。

そしたら受取人がいないからということで、郵便局に聞いたら市役所のほうへ戻してありますからって言われたもんですから。だから、そういうので戻ってきてるのも結構あるんじゃないかなと思うんですが、その辺のところは、今、市内に在住しているかどうかについてには調べてありますか。

○市民課長 前回送られました通知カードにつきましては、転送不要という扱いで送られましたので、たまたまそのときに、ほかにお住まいだったというような方には、1回目は届いていないということになります。市役所に戻ってきておりましたので、窓口に来ていただければ個人の方を確認させていただいて、お渡ししていたというような状況でございます。

○中原巳年男委員 それで、今の462件の方は、市内に現在在住されているかどうかという確認はしてあります。

○市民課長 462件の方を直接市民課のほうで確認はしておりません。ただし、これについては郵便局のほうの配達宛てどころなしということで戻ってきた方ではないので、一応そこに住所をお持ちだこちらのほうで認識をしております。

○委員長 ほかにいいですか。

○永井泰仁委員 ちょっとこの機会に消防行政のことを聞くんですが、広丘地区のほうはですね、吉田地区、高出地区が、広丘から独立をしていったわけでありますが、消防団のほうは依然として広丘分団を頼っているということで、吉田にしても高出にしてもですね、部とか、あるいは分団組織が全然できてこないという状況なんです。これについて市の行政としてですね、そういう消防団組織のようなものを立ち上げるような指導をしたり、応援をするというような、そういう考えはないでしょうか。

○消防防災課長 市役所の中に市の消防隊が配備してありまして、いざというときには5人おりますので、すぐ出て行く態勢もっておりますし、また広丘のほうにつきましては、例えば吉田のほうで火災があった場合は、広丘のほかの地区の応援も全て出てくるわけでございますので、その中で現在対応させていただいているような状態でございます。

○永井泰仁委員 私どもの地元ですね、広丘の話を見ると、市の行政から補助金をもらったりする公民館の活動とか、やれ何とかの活動というのは、配分金のためにそれぞれ高出にしても吉田地区にしてももらっているんだけど、消防の組織についちゃ、依然として旧広丘のほうの分団のほうへやっってるっきりで、もし何か有事があったりした場合には、ある程度地元にも分団とか部の組織がないと細かいところまで手が届かないんじゃないかと。いわゆる消防の消火の活動はね、常備消防や何かはすぐ飛んで行けばいいんですが、そういう形の中で吉田地区についても高出地区についても、何らかの形で消防組織をやるべきじゃないかということで、例えば私の広丘分団第3部もそうですけれども、最近塩尻市の分団の操法大会にしましてもレベルが上がってきましてね、本当に県大会でも準優勝くらいのところまで近づいてきているということで、レベルアップして熱心にやっている地区はそうなんです。全然地元の組織としてね、そういうのがないのは、おかしいじゃないかと。そういう行政の何か戸数割とか、あるいは地区割の何かのときにはいいんだけど、一番大事な安心安全な地元に着した組織ということで、ぜひそういう消防団の団なり部なりを立ち上げるように、ほかのほうへも話をしてほしいということで、現に広丘分団のほうからも、私はそういう話を聞いたり、要請をされているんですが、常備消防の体制じゃなくてね、地域としてそういう体制をつくるように指導していく考えはないかということで、再度、

お聞きをいたします。

○消防防災課長 今までそのようなお話は聞いたことがございませんけども、消防団のほうの中にそのような検討をする会議の場もございますので、その中で話を出しまして今後研究したいと思います。

○永井泰仁委員 あのね、課長、そういう話を聞いたことないっていうような、そんなね、分団の幹部の皆さんとの接触では困るわけ。現に私の耳にも、私もかつて消防委員やったりしてるんですけどもね、その時分からもうずっと出てきている問題なんです。だけど、えらい強制的につくれというのもちょっと難しいだろうし、いろんな地区の事情があると思うんですが、何とかね、また少しでもそういう組織ができるような助成とか、手助けとかね、またいろんな方面で、また実現していくような方向で努力をしてほしいということで、これは要望でありますけれども、広丘の分団からは、はっきりそういう要望はたくさん出ているということだけ、私のほうか伝えておきます。

○委員長 ほかにはどうですか。

○副委員長 105ページ、お願いします。選挙の関係になりますが、それぞれの選挙行われても投票率が50%台というようなことで、これまでも投票率アップについては、いろいろ尽力はいただいていると思いますし、また議会等からもアップをするための方策等について、質問とか提案があったと思うんですが、これがですね、全然進まない、全然って言っちゃうと申しわけないかもしれないけども、これはなかなか進まない。それは政治に関して魅力が薄れているとかですね、有権者の意識という問題もあるかもしれませんが、やっぱり投票しやすい環境整備というのは、担当側としてやるべきことでもあるというふうに思うわけです。松本市でも駅構内の通路に、投票所を設けてありますし、市のほうでもえんぱーくとか、人が集まるようなところへの設置はどうかっていうことは、今までも何回か指摘をされている部分だと思います。そうした中で、それには何でしたっけ、投票場の安全性の確保とか、あるいは環境整備が難しいっていうような御答弁もあったかというふうに記憶はしているんですが、今後においてもですね、難しいから整備はしないのか、整備っていうかそういう努力、積極的な部分はしないのか、ずっとこのまま悩み続けているのか、そこら辺の見通しについて御所見を。

○選挙管理委員会事務局長 なかなか難しい問題なんですけれども、期日前投票所を今回東地区に新たに設けた。あと吉田とか、檜川地区もありますけれども、大体投票者数が同じっていうような状況が続いています。できればそのうちどっかをちょっとやめて、えんぱーくにやったらどうかっていう話も中には出てますが、新たに設けるということが、金銭的な部分、予算的な部分でちょっと追いつかない部分があったり、今回ちょっと東を新たにやって、そんだけの人を集めるのが大変だったっていうことでもありますので、ちょっと期日前投票所の状況をもう一度再確認をしまして、できたらえんぱーくのほうにやったらどうかなっていう考えは、今持っていますけれども、次の選挙が再来年あたり、あるいは来年どうもあるみたいな話もちらっと出てきてますけれども、それに向けて選挙管理委員会の中でよくもんでですね、やっていきたいというぐあいに考えています。

○副委員長 確かに先ほども言いましたようにね、住民の皆さんの意識の問題もあったりするんで、それは難しい部分はあるかと思いますが、ある意味場所の選択ね、東が果たして選択として正しかったのかどうかっていうことも含めてですね、やっぱりきちんと検証をして、お金の問題もありますが、それは少し二の次にしておいても、どうやったらいいのかっていうことはやっぱりきちんと考えていくべきことであって、ぜひそれを積極的に進めていただきたいというふうに、これも要望をしておきます。

○委員長 ほかにはいいですか。それでは、143ページまでは以上で終了といたします。

次に移ります。歳出4款衛生費1項5目環境衛生費148ページから3項上水道費163ページまで、8款土木費1項土木管理費2目交通安全対策費、交通安全対策事業諸経費190ページから3目輸送対策費193ページまで、9款消防費208ページから213ページまで、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費266ページから269ページまで、財産に関する調書381ページからの説明を求めます。

○生活環境課長 それでは、私から歳出の148、149ページ、5目の環境衛生費の主な内容について御説明申し上げます。なお、主要事業の取り組み内容、成果につきましては、決算説明資料の59ページからとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

150、151ページをお願いしたいと思います。右側の備考欄の2つ目の丸、花による美しい環境づくり事業229万円余でございますけれども、各区及び公共施設に花壇の設置用資材といたしまして、花苗7種類5万4,000本余を配布したものでございます。

その下の丸、「クリーン塩尻」推進事業85万2,000円余でございますが、最も顕著な取り組みは、協働によるまちづくりを推進しております市民団体や市内の事業所の計80団体で構成されております「クリーン塩尻」推進連絡会議によりますエコ・ウォーク「クリーン塩尻」大作戦が主なものでございます。昨年は6月末に実施しておりまして、歩いて清掃活動にあわせて身の回りに生息し始めました外来植物、特にヒメジョオンやオオキンケイギク等の植物を知ってもらうということを含めまして駆除する活動を行いました。一番下の黒ポツの「クリーン塩尻」推進連絡会議補助金35万円余でございますが、この団体に交付した補助金でございます。この推進連絡会議では、「クリーン塩尻」パートナー制度、いわゆるアダプト制度を運用して活動を展開しているものでございまして、市民団体や企業の加入を今、促進してございます。本年3月までで高等学校を含めまして40団体ございましたけれども、本年に入りまして新たに4団体加入がございました。ボランティアによる地域貢献を望む企業、市民団体の声が高まっているところと考えております。またこうした活動の顕著な取り組みといたしまして、高等学校と地域の協働による田川護岸のシバザクラの整備が取り組まれております。

次の丸、廃棄物不法投棄防止対策事業でございます。796万円余でございますが、不法投棄された廃棄物の処理、処分、道路等で事故に遭った犬猫等の死骸やポイ捨て等のごみの処理にかかわった経費でございます。これによりまして、不法投棄の防止を一層進めているものでございますが、具体的には、道路、河川、山等の定期的なパトロールを実施しておりまして、国道沿線等のポイ捨てごみの回収をシルバー人材センターに、河川や山麓等の不法投棄のごみの回収をNPO法人に委託をいたしまして、不法投棄やポイ捨て等がされにくい、きれいな環境づくりを維持しているものでございます。この事業では監視カメラ等の設置をしまして、不法投棄の常習箇所での不法投棄を監視するというも行ってきておりまして、そこに映像で映ったものがあれば、塩尻警察署と連携いたしまして、逮捕などの不法投棄の犯罪防止に努めているというものでございます。

次の丸、公衆衛生施設管理等事業でございますが、市内の公衆トイレ及び公衆浴場にかかわる事業でございます。当課の所管公衆トイレは、大門一番町の末広観音公園内と町区のヤマニホテルの2カ所でございます。一番下の黒ポツ、公衆浴場設備改善事業補助金につきましては、市内唯一の民間の公衆浴場になっております桑の湯さんのですね、浴場内の設備の整備に対する補助金ございまして、県及び市と事業者がそれぞれ3分の1ずつ負担しているものでございます。そのうちの3分の2となる79万円余でございますが、県と塩尻市がそれぞれ補

助金を合わせて支出したものでございます。

一番下の丸、地区衛生推進事業1,040万円余でございますが、春、秋の一斉清掃などの地区清掃活動、またごみステーションの管理等に対する支援対策事業でございます。最初の黒ポツ、衛生部長謝礼262万円余でございますが、各区の衛生部長66人に対しまして均等割2万3,100円と、各区の戸数に応じて戸数割単価55円を乗じて、それぞれの衛生部長さんに支出したものでございます。152、153ページをお願いいたします。3つ目の黒ポツ、環境衛生活動委託料602万円余でございますが、ごみの分別やごみステーションの管理などの指導、それから各種環境衛生にかかわるチラシや文書の配布に対する経費として、各区の戸数1戸当たり300円を乗じて算出した額を地区衛生協議会を通じまして、各区等に委託料として支払ったものでございます。

次の丸、空き家対策事業7万円余でございますが、平成27年2月26日に施行されました国の空き家等対策推進に関する特別措置法、それから27年4月1日から施行しました塩尻市空き屋等の適正管理に関する条例に基づきまして実施している事業でございます。平成27年度新しく加わった事業でございます。最初の黒ポツ、空き屋等適正管理審査会委員報酬につきましては、条例に基づきまして審査会を設置して、審査委員5人に委嘱をいたしまして支払った報酬でございます。審査員の内訳につきましては、弁護士、長野県の建築士協会、それから司法書士、専門家としまして信大の准教授、市民の代表といたしまして区長会から選出をしたものでございます。決算説明資料で59ページに説明をさせていただいておりますが、この事業の取り組みといたしまして、平成25年度に作成をいたしました空き屋台帳から倒壊等の恐れがある等、保安上著しく危険な状態にある空き家、これまでも本会議でもお話してきておりますが、17件と市民からの通報、あるいは相談を受けた47件につきまして、現地の確認を行うとともに登記簿、あるいは税情報等によりまして、空き屋等の所有者等の実態調査を行ってきております。このことによりまして、空き家17件のうち6件の建物の除却を確認してございます。また通報のあった47件のうちですね、空き家所有者等への連絡、相談などによりまして、庭木や流木などの樹木の整備が4件進んだこと、また建物の除却が2件ございました。現在、25年から調査した時点から3年を経過しているということもございまして、日々その空き家も老朽化が進んでいるという状況でございます。調査時点で問題がなかった空き屋でもですね、現在は草木の繁茂などの問題で、所有者への電話連絡や直接訪問などによって、問題の解消をしてもらうという取り組みも進めているところでございます。

次の丸、公害防止対策事業527万円余でございますが、市内の大気汚染、河川や湖沼の水質、国道沿線の騒音等の調査を定期的に行っているものでございまして、毎年継続してモニタリング調査しているものでございます。これらの数値の変化を的確に把握をいたしまして、大きな変動があった場合の原因究明、また必要な対策を施しているというものでございます。この事業の中で下から3番目の特定事業所公害検査委託料中、東山地区周辺水質調査業務委託料26万円余でございます。これにつきましては、3月の定例会の答弁もございましたが、東山にあります民間の最終処分場事業者による安定型の最終処分場が、今現在あるわけでございますか、この周辺の河川、あるいは湧き水等の水質につきまして、地域住民から不安視されたということで、その実態を調査するために行った検査でございます。

3つ目の丸、自然環境保全事業67万円余でございますが、一番下の黒ポツ、里山保全整備事業補助金につきましてでございますが、みずから里山保全のために5年以上、自発的、継続的に活動ができる市内の活動団体に

対しまして交付しているのをごさいます。平成27年度は奈良井地区の山楽会、山に楽しい会と書くんですが、ここに補助したものでございます。

次の丸、環境教育推進事業371万円余でございます。この事業は第五次塩尻市総合計画の基本戦略であります子育て世代に選ばれる地域の創造の中で、社会を生き抜く力を育む体験型学習の推進として取り組んでいるものでございます。主なものは、しおじりe-Life Fair、環境イベントですが、これを初めといたしまして環境学習の発表会、訪問出前講座、施設の見学会などのほか、地球温暖化防止やごみ減量などについての地区説明会もあわせて行っているものでございます。特に一番最後の黒ポツ、しおじりe-Life Fairでございますが、このFairは、市民有志によります実行委員会によりまして、昨年度は大門商店街から市立体育館、保健福祉センター、塩尻文化センターに会場を移しまして、環境、生活、健康、食をテーマに行ったものでございます。本年度も10月の第1日曜日、同じ場所で行う予定でございます。

合併処理浄化槽設置事業につきましては水道事業部となりますので、次の丸、高ボッチ高原自然環境保護事業231万円余でございます。154、155ページをお開きください。2つ目の黒ポツ、植生復元試験業務委託料224万円余につきましては、希少な植物等の植生復元試験などの基礎調査のほかに、高ボッチの将来の姿を考えながら、自然保護、草競馬等の観光、また乳牛等の畜産などの、それぞれ調和をした自然保護が進められるようガイドラインの素案を作成を委託したものでございます。

一番上の丸、地下水・湧水等水環境調査事業110万円余でございますが、平成26年度において市内の地下水等の状況を把握するため、本市では深井戸の水位を夏、冬の2回行ってきました。こうした調査はですね、これまで松本市と安曇野市が先行してやってきましたけれども、平成27年度は塩尻市から大町市までの4市、またその周辺の7町村でつくるアルプス地域地下水保全対策協議会で、広域的な地下水を調査したいということで、その調査の費用負担といたしまして、3つ目の黒ポツ、地下水位・水質調査負担金15万8,000円を負担したものでございます。

4つ目の丸、再生可能エネルギー利用促進事業でございますが、この事業は二酸化炭素の発生抑制のための木質バイオマスエネルギーの普及促進を図ろうとしているものでございます。その中で薪ストーブ及びペレットストーブ、またペレットボイラーのですね、設備設置とペレット燃料に対しまして補助金の交付を行っているものでございます。昨年度はF・パワープロジェクトの関連事業といたしまして、ペレット関連のストーブ及び燃料が、平成26年度の末に地域再生戦略交付金の対象となったことから、その事業費を繰り越したため、今お話の事業の次の次の丸にありますように括弧して繰越と書いてございまして、地球環境保全事業としてペレットストーブ及びペレット燃料の補助を行ってきたものでございます。昨年度から木質バイオマス燃料の普及促進を図るために、補助金額をペレットストーブにつきましては従前の10万円から20万円に、薪ストーブにつきましては、同じく10万円から15万円とさせていただいているものでございます。このことによりまして、薪ストーブで10件、ペレットストーブで11件、ペレット燃料で25件の補助を行ったものでございます。

次に5つ目の丸、省資源・省エネルギー促進事業75万円余でございますが、昨年度から省エネに設備の導入普及を促進するため補助要綱を改正いたしまして、家庭用蓄電池、燃料電池の普及を進めてきております。特に家庭用蓄電池につきましては新築住宅で太陽光発電とセットで、またHEMSにつきましては新築既存住宅にかかわらず、太陽光発電設備とのセットで設置する家庭が多くなってきております。本市では平成26年に太陽光

発電に対する補助金の交付は終了しておりますけれども、まだまだ新築住宅を含めまして太陽光発電設備の設置が進んでいるという状況でございます。

156、157ページをお開きください。一番上の丸、斎場施設維持整備費1,734万円余でございます。主なものは5番目の黒ポツ、斎場設備改修工事1,393万円余でございます。3つあります人体の火葬炉が老朽しましたため、年次的に1炉ずつ耐火レンガ等の積みかえ工事を行っているものでございまして、同時に老朽化したしました電気設備の改修もあわせて行ったものでございます。ちなみに本年度は3炉目の工事が終了したところでございます。

3つ目の丸、霊園整備事業879万円余についてでございますが、2つ目の黒ポツ、合葬墓実施設計委託料103万円余でございます。本年度の合葬墓建設工事の発注に向けてですね、建築関係の実施設計を委託したものでございまして、既にこれは発注しております、今、工事を進めているところでございます。

し尿処理事業につきましては、水道事業部となりますので、次の158、159ページをお願いいたします。4つ目の丸、ごみ処理負担金3億784万円余でございます。御承知のとおりごみの共同処理に伴いまして、塩尻市、松本市、山形村、朝日村を構成市村といたします松塩地区広域施設組合に支払った可燃ごみ処理及び朝日村にございます最終処分場の運営管理にかかわる負担金でございます。なお、組合の負担金の案分基礎となりますごみの量につきましては、決算説明資料のほうに記載してございますので、ごらんいただきたいと思っておりますけれども、事業系のごみにつきましては、今現在横ばいか若干多い状況でございます。家庭系のごみについては2%以上の減少で、年々減少しているという状況でございます、市民の減量意識の高いことがうかがえているというふうにご認識してございます。

次の丸、廃棄物等収集運搬処理事業1億3,510万円余につきましては、可燃物、不燃物、有害ごみ、剪定木等の収集運搬にかかわる経費となっております。160、161ページをお開きください。一番上の黒ポツ、廃棄物破碎処理委託料3,000万円余でございますが、収集された埋め立てごみの破碎処理、また塩尻クリーンセンターで今現在受け入れしております木製家具、あるいは布団、こういったものの破碎処理を高出地区にございます前田産業株式会社に委託しているものでございます。なお、塩尻クリーンセンターにつきましては、今回の市長総括説明でも申し上げましたとおり、現在、センターの敷地下段の公園駐車場に仮設の受け入れ建物を設置しております。10月から焼却炉を含む施設の全部解体を来年の3月末までに行う予定になっておりまして、平成29年度は、新しいごみ中継施設を組合のもと建設することとなっております。

最初の丸、資源リサイクル推進事業1億8,063万円余でございますが、この事業は一般家庭のプラスチック製容器包装品、瓶、ペットボトル、紙類、古布類、金属類、生ごみ等の収集運搬処理をする経費と、ごみを分別して燃えるごみや埋め立てごみを減らし、資源として有効活用することを促進するための補助金の交付などを行っているものでございます。中ほどの黒ポツ、焼却灰資源化等委託料3,173万円余でございますが、現在、朝日村にございます塩尻市と朝日村が所有する最終処分場につきましては、平成26年2月に地元の皆さんとその使用期限を平成45年まで延長できることとなりました。これは松本クリーンセンターから排出されます焼却灰の一部を資源化することによって可能となったものでございまして、昨年度は918トンを生産用資材として、資源化したものでございます。下から4つ目の黒ポツ、備品購入費108万円でございます。こちらにつきましては、古着の回収コンテナの2台分の購入費となっております。内容は古着のリユース、リサイクルによる可燃

ごみ削減を進めるため、一昨年度からカインズホームの駐車場をお借りしまして、月1回の業者による古着の回収を行ってきました。現在は、古着は燃えるごみとして出してくておりますけども、これを資源化することによって、市民の負担を少なくしていこうという取り組みでございます。平成27年度は、さらに市民の利便性を高めるために拠点回収場所、あるいは回収頻度を多くしたいということの中での検討を進めましたところ、カインズホームと綿半ホームセンターの2カ所に2店舗ですね、それぞれ自社で古紙の回収を行っておりますけども、その横に購入しましたコンテナを置きまして、古着の回収を店舗があいている時間いつでも出せるという状況をつくりまして、常時の回収をしているところでございます。私からは以上でございます。

○地域振興課長 ページが大分飛びますが190、191ページをお願いいたします。8款土木費1項土木管理費2目交通安全対策費をお願いいたします。備考欄最初の白丸、交通安全対策事業諸経費1,700万7,000円余でございます。最初の黒ポツ、塩尻市交通安全対策委員会委員報酬11人分につきましては、市の交通安全実施計画等を協議し、交通安全及び交通環境に関します施策ですとかを総合的に、かつ計画的に推進するための委員会の委員報酬でございます。委員13人中11人が出席したものでございます。そこから2つ下がっていただきまして黒ポツ、長野県民交通災害共済会費徴収報償金103万4,000円余でございますけれども、これは県民交通災害共済の募集会費の徴収にかかわっていただきました区等に対しまして、加入者1人当たり30円を区にお支払いしたものでございます。下から4つ目の黒ポツになりますが、交通安全教室等委託料766万8,000円余でございます。こちらは交通安全教室等をNPO法人交通教育とらふいっくSistersに委託したものでございます。交通安全教室の延べ実施回数は348回、延べ参加者数は2万6,003人で行いました。ちなみに27年中の市内の交通事故の発生状況でございますが、発生件数は298件ということで前年と比べまして21件の増、交通事故によります死者は2人ということで前年よりも1人減りました。

次の白丸を1つ飛ばしまして、3目輸送対策費をお願いいたします。備考欄の白丸、輸送対策事業費8,221万5,000円余でございます。この事業につきましては、市といたしまして地域振興バスの運行事業でございますが、平成27年度につきましては、3年に1度の運行経路ですとか、ダイヤを大幅に見直しをいたしました。備考欄最初の黒ポツ、塩尻市地域公共交通会議委員報酬7万7,000円余につきましては、地域における公共交通の確保や利用者の利便増進に必要な事項を協議するため組織されておまして、主に地域振興バスの運行形態ですとか、公共交通空白地域の解消を図る計画について協議しており、昨年度は6月と1月に開催したものでございます。ページをおめぐりいただきまして193ページ最初の黒ポツ、地域振興バス運行委託料7,956万8,000円余でございますが、檜川線につきましては大新東株式会社に、その下の片丘線ほか8路線につきましては、信州アルピコタクシー株式会社に運行委託をいたしました。このうち北小野線につきましては、国の補助事業を導入いたしまして、27年度に416万3,500円の補助をいただいております。これは、公共交通不便地域にならないようにする施策を支援するものでございまして、23年度以降に申請された路線が該当となっております。この補助金につきましては、運行事業者に直接交付されるものでございまして、市は、この委託業者に対しまして運行委託料からこの補助金と、それから1人100円の運賃収入を差し引いて委託料としてございます。ちなみに27年度の年間利用者数でございますが、15万6,972人ということで、前年と比べまして1,014人の減でございました。

次の白丸でございますが、駅前駐輪場等管理事業133万1,000円余でございますが、一番下の黒ポツ、

駐輪場管理委託料 87万2,000円余が主なものでございます。これは広丘駅とみどり湖駅の駐輪場の委託管理料でございまして、シルバー人材センターに委託したものでございます。

次の白丸、運輸対策事業（繰越）分 1,085万6,000円余でございますけれども、こちらは備品購入費といたしまして、1,080万3,000円余の地域振興バスの檜川線の新車両を購入したものでございます。この費用につきましては、国の地域活性化戦略交付金を受けるために平成27年3月に補正予算で計上いたしまして、繰り越し手続をとりまして本年の3月に購入したものでございます。車両価格の2分の1に当たります国庫補助金 536万9,000円を充てたものでございます。私からは以上です。

○消防防災課長 次に208、209ページをお願いいたします。9款1項1目の常備消防費、209ページ備考欄の最初の白丸、広域消防負担金 5億9,587万円余のうち、松本広域連合負担金 5億8,495万円余は、常備消防を運営するための本市分の負担金でございます。内訳は、消防費負担金 5億6,239万円と消防主任として広域消防から本市に派遣されております職員1名の人件費、及び本年3月に退職をしました広域消防職員のうち、広域消防発足前に本市の職員として採用した消防職員2名分の退職金の本市の負担金でございます。その下の黒ポツ、松本広域連合負担金（高速救急業務） 639万円余につきましては、高速道路上の救急業務にかかわる経費として、中日本高速道路株式会社から本市に支払われた支弁金の金額を、そのまま松本広域連合に支出したものでございます。その下の黒ポツ、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金 155万円余につきましては、松本広域消防からの派遣者の人件費の当市の負担分でございます。次に210、211ページをお願いいたします。最初の黒ポツ、木曾広域連合負担金 297万円余は、木曾広域の消防庁舎建設などの起債償還分でございます。

次、2目の非常備消防費をお願いいたします。最初の白丸、団員等公務災害補償費 140万円余につきましては、遺族年金、けがの治療費の支払いでございます。

3つ下の白丸をお願いいたします。消防団諸経費 1億877万円余のうち、1つ目の黒ポツ、2106万円余につきましては、870名分の団員報酬でありますし、その下の黒ポツ、消防団員退職報償金 2,834万円余につきましては、5年以上勤務し退職しました団員97人に対し、その団員の階級及び勤務年数に応じて退職報償金を支給したものでございます。上から5つ目の黒ポツ、消耗品費 402万円余につきましては、消防団員の安全確保のための携帯用ヘッドライトや安全靴等でございます。中ほどの黒ポツ、被服費 346万円余につきましては、消防団のはっぴ、ズボン、活動服等の購入費でございます。次に、212、213ページをお願いいたします。最初の黒ポツ、消防団員退職報償金負担金 1,728万円は、団員の退職報償金の給付のための消防基金への掛金でございます。1つ飛びまして、公務災害補償費負担金 194万円余につきましては、公務中に負傷した消防団員、消火活動等に協力し負傷した市民などに支払う補償のための掛金でございます。その3つ下の黒ポツ、消防団運営交付金 1,244万円余は、消防団本部、分団及び各部の運営のため団員数、世帯数、車両割等に応じて交付したものでございます。その下の黒ポツ、災害出動交付金 238万円につきましては、火災16件、行方不明者の捜索6件、水防2件に出動しました交付金です。

続きまして3目消防施設費をお願いいたします。最初の白丸、消防施設整備費 7,695万円余のうち最初の黒ポツ、営繕修繕料 529万円余ですが、防火貯水槽の漏水補修4カ所等でございます。その下の黒ポツ、設計委託料 84万円余ですが、これは洗馬分団第7部詰所の設計委託料であり、その下、監理委託料 139万円余と、

その下、詰所建設工事3,672万円は、洗馬分団第7部と塩尻分団第4部のものがございます。2つ下の黒ボツ、備品購入費2,065万円余は、檜川分団第1部積載車と第3部の軽の積載車各1台と広丘、宗賀、洗馬の各分団各1台、小型動力ポンプを購入したものでございます。

その下の白丸、消防施設整備費678万円余は、芦ノ田に設置した耐震性の防火貯水槽40トン、1基分の設置費用でございます。私からは以上でございます。

○**財政課長** それでは、ページ少しお進みいただきまして266、267ページをお願いいたします。下のほうでございます。12款公債費でございます。備考欄をお願いいたします。公債費のうち元金で長期債元金償還金、これにつきましては30億2,411万円余でございまして、前年に比べて1億7,500万円ほどの増額となっております。これにつきましては、市民公募債、ワイン債の満期一括償還、これは2億円ございましたので、これが増額の要因でございます。

また、その下の白丸、利子、長期債利子償還金、これにつきましては2億6,800万円余ということでございまして、金利の低下傾向もございまして、前年に比べて3,600万円余の減額となっております。公債費は以上でございます。

○**企画課長** 続きまして268、269ページをお願いいたします。13款1項1目土地開発公社費2億1,000万円でございます。公共用地取得等に関しまして、事業の円滑な推進を図るために土地開発公社に無利子で貸し付けをして事業支援を行ったものであります。以上でございます。

○**財政課長** 最後14款予備費でございますけれども、27年度につきましては、予備費の執行はございませんでした。

続きまして、財産に関する調書に移りますので、決算書の381、382ページをお願いいたします。381、382ページ、公有財産でございます。土地及び建物のここは総括表でございます。1行目につきましては、これは総括でございまして、下の2つ、行政財産と普通財産の合計をお示してございます。左から土地、前年度末残高がありまして、期中、決算年度中増減があつて、決算年度末現在高が2,095万平米余ということでございます。土地でございます。その右側、建物でございますけれども木造、非木造それぞれございまして、一番右側です。合計決算年度末現在高が28万7,198.4平米になったというものでございます。

おめくりいただきまして、383ページ、このページからは、財産別の調書でございます。まず行政財産（公用財産）でございます。市が直接使用する財産でございますけれども、こちらについては、異動はございません。

おめくりをいただきまして、385ページ、次が行政財産のうちの公共用財産でございます。市民が共同利用をする財産でございます。増減のあったもののみ説明をいたします。土地のところの決算年度中増減ごらんいただきますけれども、中段あたり広陵中学校で3,917平米ふえております。これは広陵中の駐車場として賃借しておりました土地、これを賃借料の引き上げ、あるいは買い取りが求められましたので、ここにつきましては取得をしたということで増となっております。おめくりをいただきまして、上から3つ目でございます。平沢地区公園用地、土地がふえてございますけれども、これは街なみ環境整備事業により事業取得をした土地でございます。その下、緑地・公園として土地がふえてございますが、これについては、住宅開発行爲によりまして造成した緑地の寄附を受けたというものでございます。それでは2枚おめくりをいただきまして、391ページの中段より下のほうにございます宗賀地区農業支援施設、土地面積減っております。これは旧宗賀南部保育園でござ

います。土地建物とも売却処分のために一旦普通財産に移動したというものでございまして、この行政財産からは減としたというものでございます。土地建物でございます。それからおめくりいただきまして、中段より下のほうでございます。大門公民館、こちらについては、建物の解体により建物面積が減となっております。ページを2枚おめくりをいただきまして、397ページの中段より少し上でございます。小坂田公園の土地、これは東電の鉄塔敷でございます。かさ上げ工事に伴いまして、行政財産目的外使用許可としておりましたけれども、この部分につきましては、売却をするというために一旦普通財産に移動したものでございます。それから中段より少し下ですけれども、大門三番町・四番町介護予防交流施設ということで、建物が、これは建設による面積が増加となっております。下から3つ目でございます。精神障害者授産施設、これは固定資産台帳整備を本年度行いまして、24年度に増築しましたクッキーハウス部分、面積が不足しておりましたので、ここで追加をさせていただいたというものでございます。一旦ここに計上いたしますけれども、なお、その下の障害者福祉センターとともにですね、あわせまして本年4月1日付で社協に譲渡しましたので、次回の決算書からはここはゼロになるというものでございます。おめくりをいただきまして、中段より少し上でございます。片丘保育園、土地ふえてでございます。これは送迎用の駐車場、御厚意によりこれまで無償でお借りしておりましたけれども、このたび取得をしたというものでございます。それからそこから3つ飛びまして吉田原保育園・吉田児童館分館でございます。木造、それから一部非木造を解体をいたしまして、建物を建設による増となったものでございます。それから、中断より少し下です。旧高出保育園、こちらにつきましては、土地の一部、これは高出区のものでございまして、用途廃止をしたら返還をするという覚書がございました。これについては返還できませんので、行政財産のまま、これまで登録をしてたところでございます。このたび、東通線の用地先行取得によりまして取得精算の手続きができましたので、普通財産へ移動するというものでございます。それから、おめくりいただきまして中段よりちょっと上でございます。高ボッチ高原公衆便所、こちらについても固定資産台帳の整備の中で判明をいたしました面積を訂正したものでございます。それから中段より下のほうになりますが、消火栓用地、これは寄附を受けたものでございますし、防火水槽用地66.6平米ふえておりますが、これは旧贛川保育園用地内に防火水槽ございました。旧贛川保育園を売却するというに伴いまして、行政財産として分筆をし、区分をしたというものでございます。それから、おめくりをいただきまして、上から5つ目くらいでございます。広丘駅東口駐車場、非木造建物ふえておりますけれども、これは物置を設置したものでございます。おめくりをいただきまして、行政財産は以上でございます。

さらにおめくりいただきまして407ページ、ここからは普通財産の調書でございます。中段より少し上にございます教員住宅（原新田）、それから3つ飛んで教員住宅（原口）でございますが、これは老朽化し、解体をしたということで面積が減となっております。2枚おめくりいただきたいと思っております。411ページ、上から3つ目でございます。渋沢集会所、これは土地建物の寄附を受けたものでございます。次の洗馬分団7部詰所でございます。これは太田の詰所でございますが、建築による増でございます。2つ飛びまして塩尻分団第4部消防詰所、上西条ですけれども、こちらも建設による増でございます。土地につきましては、昨年寄付を受けた部分の地籍更正、面積の訂正でございます。それからおめくりをいただきまして、413ページ、上から3つ目、檜川分団第3部車庫、これも旧贛川保育園の売却に伴いまして、用地内の車庫部分、これを分筆して所管がえをしたというものでございます。それから、中段あたりにあります旧宗賀南部保育園、これは土地建物、一旦先ほど申

しました普通財産に計上した後、売却をしたというものでございまして、年度末現在高はゼロとなっているものでございます。売却をしたところでございます。1つ飛びまして旧高出保育園、これも先ほどの行政財産からこちらのほうへ移動をしたというものでございます。それから1つ飛びまして旧贅川保育園、その下の旧塩尻東児童館、ともにこちらは売却処分をして減となったものでございます。それからおめくりいただきまして、一番上でございます。檜川公民館旧平沢分館、これは街なみ環境整備によりまして公園用地として解体をしたというもので、事業で解体したところでございます。それから、おめくりいただきます。もう1枚おめくりいただきます。419ページ、上から5つ、6つですけれども小坂田公園、こちら先ほど申し上げました東電の鉄塔敷き、行政財産からこちらの普通財産へ一旦戻し、売却をし、ゼロとなったというものです。それから4つ飛びまして、ごみステーション用地につきましては、これは市に帰属をしたというものでございます。

それからおめくりいただきまして、421ページをお願いいたします。こちらは山林の調書でございます。面積のところの決算年度中増減高のところでは150ヘクタール余り、分収林から所有林に移動になっております。これは高ボッチ付近の官行造林、契約解除、精算によりまして153ヘクタール余りが分収林から所有林に移動したというものでございます。それから右側半分、立木の推定備蓄量でございます。こちらは木の成長率を年3.1%で推計をいたしまして、そこから所有林につきましては間伐分がございましたので、これを除いてございませぬ。分収林につきましては、国から示された備蓄量を所有林に移動したというものでございまして、真ん中の欄でございます。決算年度中増減高の合計が8,871立米増加をいたしまして、全体では30万1,017立米となったというものでございます。

それから、次のページは出資による権利、ごらんとおりでございます。一番下、株式会社松本山雅出資金ということで500万円を増資したものでございます。財産については、以上でございます。

○会計管理者 私からは423ページからの重要物品について御説明申し上げます。重要物品の基準につきましては、財務規則によりまして、自動車と取得価格、または見積価格が100万円以上の物品、また市長が特に必要と認めたものとなっております。表につきましては、区分別に27年度中の取得、または処分等のあった物品を増減し、決算年度末現在高を記載しております。平成27年度中におきまして、主な物品につきましては、防災行政無線用漢字パソコン1台、消防積載車2台や給食調理用コンベクションオープン2台、除雪に使用するブルドーザー1台の購入等による取得28点が増数となり、小型動力ポンプ等31点が処分等で減数となりました。合計につきましては426ページをごらんいただきまして、差引決算年度末現在高は479点となっております。以上でございます。

○財政課長 続きまして427ページ、債権でございます。これについては、決算年度中増減と決算年度末現在高、表に示してあるとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

次のページ、基金でございます。基金の年度末の現在高の一覧でありまして、内容につきましては、先ほどの歳出の基金のところの説明したとおりでございます。

それから次のページ、429ページ以降につきましては、これは基金の運用状況でありますので、ごらんいただきたいと思います。以上で財産に関する調書の説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、午後2時55分まで休憩とさせていただきます。

午後2時42分 休憩

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

それでは、説明を受けました448ページまでの質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○柴田博委員 153ページの真ん中あたりの東山地区周辺水質調査業務委託料の関係ですけれども、この結果については、公表されているならどんな形で公表されていたのか、または、されてなければその結果について、大まかなところを説明をお願いします。

○生活環境課長 通常の大気、水質等の値については、私ども環境白書という形でもって公表しているんですけども、今回の東山地区のものについては、特にこれを公表しているところではございません。本会議の中では、内容はちょっと説明をさせてもらいましたけども、内容はですね、一番は住民の皆さんが心配しておりました電気伝導率、これは電気をどのくらい通しやすいのか、いわゆる汚れている水については電気は通しやすいということがございまして、真水に近いほど電気は通さないという、そういうことでございまして、その状況、それから、BOD、COD、一般的な水質の調査項目、それから重金属等のものを排出しているかどうかの検査をさせてもらいました。これについては、本会議でもちょっと説明をさせてもらいましたけれども、安定型最終処分場から出てくる排水、これは処理をした後の排水ですけれども、この電気伝導率が高いということと、塩化分ですね、いわゆる塩分ですけれども、塩化分が高いということがございまして、これについては、今後注視していきたいというような答弁をさせてもらったところでございます。以上です。

○柴田博委員 今の件ですけれども、サンプリング箇所等どのように、誰が決めたのかということと、あと今回の今説明があった結果について、急いで対処しなきゃいけないようなものはなかったのかどうか。その辺については、どうでしょうか。

○生活環境課長 場所のサンプリングについては、場所につきましては周辺の河川と、それから湧き水が出ているところがあったので、これは地元の皆さんが心配している部分を相談一緒にしまして決めさせていただきました。特に今回は塩化分、塩化分というのは先ほどもお話ししました塩の部分ですね、それが出ているというようなこともございまして、これがいわゆる融雪剤、国道の融雪剤、調べてみますと、あそこの国道は塩をまいているようでございまして、普通、塩カルとか、塩カリなんですけど、あそこは直接塩をまいているというふうにならうかと聞いております。その部分が実際の地下水に影響しているかどうかを見るために、国道より上の湧水ですね、こういうところも調べさせてもらった。これも地元の皆さんと情報を共有しながらですね、決めさせていただいたところでございます。結果についてはですね、住民の皆さんが独自に測定している部分もございました。例えば電気伝導とか、そういったのもございましたので、それについて我々としては、安定型最終処分場だけではなくて、塩尻市どこの場所もですね、市民の皆さんが不安なものを感じていれば、それが実際どうなっているかっていうのは、すぐにサンプリングして調査し、その結果が環境に影響ないのかどうかっていうことは、今回の東山に特定せずにやっております、たまたま今回住民の皆さんが、そういう不安を感じたもんですから、優先してやらせてもらったという状況でございます。なお、重金属等の調査をいたしましたけれども、これは法律に基づく排出基準の以下だったということでございます。

○永井泰仁委員 関連のことになろうかと思いますが、この155ページの地下水の水質が4地点ということで

すが、それと水位のほうですかね、1地点ですが、これは傾向的にどんな傾向でしょうか。いわゆる汚染をされているのか、同じような、例えばBODなりCODが横ばいなのかとか、あるいはその地下水の水位は上がっているか、下がっているかっていう、傾向で結構ですが。

○生活環境課長 地下水の水質調査でございますが、特段ですね、これは東山地区をやったわけではなくて、個別に私どもの深井戸を測定しているものでございまして、特に重金属等の問題、BOD、COD含めて問題は起きておりません。ただですね、これ全国的になんですが、いわゆる農作物地域の畑、田んぼのところは肥料の影響が出てですね、亜硝酸態窒素、窒素分ですね、亜硝酸態窒素というものが出るところもございまして。ただ特に心配する状況ではございませんけれども、そういったものをモニタリングしているという状況でございます。なお、地下水の1カ所でございますが、これは中央スポーツ公園の井戸、30メートルの井戸があるんですが、ここに設置をいたしまして、これは年間の傾向と、それから今後何年かの傾向を見ていきたいために設置したものでございまして、これは自動計測するようになっておりまして、それをグラフに落としまして、1年間どのような推移の変化があるかということ調べているものでございます。渇水期のある2月、3月は、やはり水位が低くなっておりますし、降水期、つまり6、7、8月、この時期は水位が高くなっているという状況が、まだ半年ばかりしか調査してございませんので、そういった状況は見られているところでございます。以上です。

○永井泰仁委員 最近、エプソンのとこですかね、一番北、東のほうのところで地下水を使うということで、ボーリングを始めているものですから、できればその辺のとこまた話をし、一緒に地下水とか、いろんなのもデータをまた調査をですね、協力してもらえよう形を今から話しておけば、ちょうど塩尻市のどっちかっていうと下流のほうの水質的な変化とか水位も把握しやすいんで、そんなところをちょっと気をつけてもらいたいなあというふうに思っております。

それからもう1個いい。ちょっと違うほうへ飛んじゃって申しわけない。交通安全対策の関係なんですが、今度は所管がこっちのほうへかわったということなんですが、例の信号機の設置の関係ね、これは本来どこを窓口にしてほしいすりゃあいいかと。ということは、今、東幹線工事とスカイブリッジから東へ行った都市計画道路の原新田野村線がですね、16メートルの道路がT字交差になるものですから。広丘小学校等へ行く皆さんが当然、そこをまた横断して、道幅も広がったということで前から本会議でも信号機の設置をお願いしていただいたんですが、本年度、県のほうの予算で信号機の箇所づけがされていなかったってことですが、少なくともまた来年度早々には、それをやってもらわないと、また保護者、PTAから当然またどうなっているという話が来ますが、こういう信号機の設置のは、窓口はこっちの交通対策のほうなのか、建設のほうなのか、その辺についてお伺いします。

○地域振興課長 交通安全に関連してですね、信号機ですとか、あるいは横断歩道ですとか、歩道の関係ですとか、その要望みたいなものにつきましては、全て区長さんを通じて要望として上げていただくようになっておりまして、それはうちの地域振興課で一括全部お受けしております。それぞれ交安のほうにお願いをするものですか、あるいは市道でありますと、まず市の建設課等へ言ったりといったようなことで振り分けはさせていただきますけれども、地域振興課のほうで結構でございます。

○永井泰仁委員 それじゃ、窓口はこっちの地域振興なら結構なんですけどね。それからまた県のほうへも、やっぱり交安のほうも通して見に来てもらったり、お願いをしないと、当然16メートルの都市計画道路が交差す

るというところですからね、何とか設置をしてもらうように、この辺のところのアプローチをまた行政として強くやってもらいたいわけですが、副市長、こういうのはどうしたらいいですかね、信号機の設置。

○副市長 県への要望等につきましては、ほかの県道、あるいは市道、それから交通安全関係の一体的な取り組みもございまして、地元の要望等は地域振興課でとりまとめるにしても、要望等につきましては建設部門のほうがかぶさるのかなど、私個人では思っていますので、ちょっと調整をさせていただいて強力で推進をするようにいたします。

○永井泰仁委員 よろしくをお願いします。

委員長、それからもう1点。私の聞き違いかどうかわかりませんが、消防委員会を何かなくす方向で決まったか、そういう方向で検討しているというようなことも聞いているんですが、これが次年度あたりから消防委員会は総務委員会のほうへ統合するか何かで、廃止をするような方向で検討なのか、その辺についてはどうでしょうか。

○消防防災課長 今年度消防委員会1回開催しております、その中で消防委員会のあり方等を論議していただきまして、その中でおおむねの議員さんは、今後の方向性として消防委員会は廃止ということで、皆さん一応御了解をいただきましたので、今後、条例等の改正は、この委員会に提出させていただきたいと思っておりますし、それに今までやっていた業務の中で、例えば定員の見直しとか、配備とかですね、そういうのは消防団の中に検討委員会がありまして、そこで検討する場がございますので、そこでやっていくというお話をさせていただいております。以上です。

○永井泰仁委員 そうすると、本年度末をもって消防委員会は廃止という方向で提案していくということだね。

○消防防災課長 そういうことでございます。

○永井泰仁委員 わかりました。いいです。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永田公由委員 153ページの空き家対策事業の関係で、これが当初予算では145万4,000円盛られて、いろんな樹木管理委託だとか、空き家調査だとかっていうような委託料が盛られてるんだけど、それが全く決算では上がってこないということは、何か理由があって、いわゆる所有者が危険家屋を自主的に除去したとか、樹木の管理をしたとか、そういうことによるということですかね。

○生活環境課長 今、委員がおっしゃったとおりでございます。基本的には、今回は緊急安全措置ということで、例えば建物がですね、崩れそうで何か補強しなきゃいけないとかいう場合とか、あるいは樹木も倒れそうで所有者が見つからないというような場合は、市がかかわってやるという予算をとっておきましたけれども、初年度だったもんですから、ある程度見込みでやらさせていただきましたが、実質上は必要がなかったということでございます。特に樹木の伐採とか、そういうものについては、所有者をみつけてやってもらったということが主でございます。建物につきましても、私ども職員が所有者の了解を得てやったというものもございまして、特に予算を使わなかったということで、御理解いただきたいと思いますけど。

○永田公由委員 続けていいですか。広域消防の負担金の関係ですけど、私も消防委員として広域のほうへ出させていただきますので、そのときによく話題になるのが、いわゆる檜川村の消防緊急業務に関して木曾広域へお願いをしてると。それで、6,000万円、7,000万円近いお金が支出されているという中で、松本の議員から

はですね、ちょっとおかしいんじゃないかと。要は塩尻市なんだから、ちゃんと広域消防で受けてやるべきじゃないかという話が話題になるんですよ。そのときに広域消防局のほうでは、檜川の分まで見ると1億円先かかってしまうから6,000万円で委託してたほうが安く上がるという話が出てね、私もちょっと肩身の狭い思いをするんだけど、この負担金の中には、木曾広域に委託してる分というのは含まれているのか含まれていないか、その辺はどうですか。これは、部長だわな。消防じゃなくて、広域なら企画政策だよな。

○企画政策部長 消防負担金の中の木曾分だと思いますけれども、木曾の消防、檜川地区の消防業務の委託経費というのは、この中に含まれているというふうに解釈しております。

○永田公由委員 市から出ている負担金の中に入っているということでもいいだね。あんまりいろいろ言やあ、それを言わなきゃいけないもんでさ。

○財政課長 予算を計上している関係で、私のほうからお答えいたしますけれども、すでに広域消防の業務というのは、松本広域消防の業務でございますので、事務の委託という形で木曾広域に委託している関係がありますから、松本広域消防全体のパイの中で負担をしているということで行っております。

○永田公由委員 こういう理解でいいだね。要は人口割だとか、そういうのもってやってるから、特にその木曾広域の六千何百万円という負担金を塩尻が特別に負担しているということはないということだよな。そうだね。わかりました。

それともう1点、続けて。決算書190ページで、輸送対策事業の関係で振興バスのことですが、単純に計算すると1人500円ちょっとかかるという計算になると思うんですよ。それで15万6,000人という延べ人数だと思うんで、実数、いわゆる実際には何人の方が利用してるかっていうような調査をされたことはありますか。

○地域振興課長 実人数という意味ですね。済みません、その調査はしておりません。

○永田公由委員 多分難しいとは思いますが、現実的には見るとね、ほとんど空気を乗せて運んでるだけの状況に見えるんだよね。満車で飛んでるのは檜川線くらいかなというような感じで。これもう少し歩踏み込んで、例えば今、塩尻駅を全て拠点にしてるわけですよ。じゃなくて、広丘駅を拠点にする路線っていうのを設けて、例えば電車につなげるとか、それからこっちから行って塩尻駅を拠点に行った車につなげるとかっていうような考え方っていうのも一度してみないと、利用者もふえないし費用だけふえちゃって、どうも何でもかんでも塩尻駅を拠点にしなきゃいけないっていう、あれになっちゃうような気がするんだけど、その辺また、次回の見直しでもいいし、これからの研究課題としてちょっと検討してみてください。要望でいいですから。

○委員長 ほかにはどうですか。

じゃあ、私1点お願いします。151ページの不法投棄物処理委託料、回収委託料の関係でお聞きをしたいと思うんですが、今、道路のごみ拾いやってもですね、空き缶だとか、そういうのは非常に減ってると思います。しかしながら、朝早く道路や何か車で走ると、結構コンビニの袋へ入ったごみをポンポンポン道路へ捨てられているようなケースがあるんですが、大体委託をしてごみの量の傾向は、どんな傾向にあるのか。傾向わかっていたら教えていただきたいと思います。

○生活環境課長 継続してこういった形の活動をパトロールしながらですね、ごみ拾いをしてもらっているという中で、非常に傾向としては毎年減ってはきております。特にですね、家電製品も減ってきておまして、今、

委員さんがお話しのようにコンビニから買ってきたものをポイ捨てしてくると。どちらかっていうとですね、常習化しているという傾向があります、同じ人が。つい最近も警察に情報を提供して、逮捕までは行ってませんが、厳重注意まで行っているという状況のものもございます。ですので、減っているという状況の中ですけれども、また、いわゆる捨てられてしまうそうですね、またそこに輪をかけて捨てられてしまいますので、これは根気よくこの事業は続けていくのがいいかなというふうに思っています。特に奈良井川沿いの道路を走りますと、こんなこと言っているかわからないんですけど、塩尻から向こうへ行くと結構ポイ捨てがあるんです。塩尻側はないのではなくて、塩尻はやっぱり今のパトロールで拾ってくれているという状況がございまして、いわゆるないと捨てにくいという環境になると思いますので、これは継続していきたいなというふうに思っております。

○委員長 もう1点お願いしたいんですが、ごみのポイ捨て条例ってたしかあると思うんですが、これに適用された人っているんですか。何か処罰、たしかあったような気がするんですが。

○生活環境課長 適用した例はございません。今、一番ポイ捨てですね、ポイ捨てっていうか、今言ったコンビニで捨てた袋のポイ捨てですね、警察が入ってくれて一緒になってやってくれているものですから、警察のほうからお叱りをしてもらったりして、抑止しているという状況でございます。ただ、今一番私どもの困っているのは、犬のふんの処置がちょっとところどころ目立っております、これの今、指導をちょっとふやしているという状況でございます、御質問の、これに該当させて罰金云々ということは、今のところありません。

○委員長 今の続きで申しわけないんですが、何かせつかく条例があるもので、条例何も、ただあるだけで、ほとんど市民の皆さん知らんと思うんですね、この条例を。だからそういうのもちょっとPRしてっていう考えはないでしょうか。やっぱりそういう市民の意識を高めるためにも。

○生活環境課長 私どもは御承知だと思っておりますけども、2月、3月地区説明会がございまして、その一環の中ではですね、不法投棄による罰金どうなのかとか、あるいは犬のふんの放置はやめましょうとか、そういったことは啓発していますし、必要に応じて環境ニュースの中で条例に基づく、何て言うんですか、ポイ捨てしないよというところはやっております。先ほどちょっとお話ししましたように、犬、猫のふんの放置というのは非常に多いものから、該当地区に回覧とか、各戸配布もしながら、条例とそれから放置しないことを促すチラシをですね、区長さんと相談しながらやって、いわゆるみんなで見守っていくというような形をとっているというのが実態でございます。

○議長 今の関連で、該当地区というのはどういう形の地区を考えております。

○生活環境課長 市民もしくは区長さん、多分市民の皆さんが区長さんに相談されているという場合もありますし、区長さんがいろんな情報の中で、犬のふんが非常に多いというようなことがある場合に、区長さんと私どもと相談をしまして、まず、いわゆる犬のふんを放置している人がわかっている場合ですね、まず地域にこういうことはやめましょうということをチラシ配布させてもらっています。それでもやまない場合は、個人に助言、指導していくという状況をつくっているということでございます。

○議長 言ってることはわかりました。私がずっと見てるのは、例えば塩尻の駅あたりを經由して朝早くに歩いている方は、遠い人は高出の方から、地元の方は少ないですね。例えば地元の七番町八番町っていう人は少なく、みんなよその区の方が来てぐるぐると回っていくというケースが、私は多いというふうに見ています。いつ

も会ってちょっと不審な人に、お宅どちらですって聞いたら、私は高出ですとかって言ったり、そうしたこともあったもんですから、参考までに。

○生活環境課長 貴重な情報ありがとうございます。少し啓発の方法もですね、今のお話の中でやり方を変えていきたいとは思っています。ありがとうございました。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○柴田博委員 161ページの一番上のほうのごみ袋出荷管理表の關係の委託料というのがあるんですけど、これは今問題になっている、ごみ袋のごみ処理手数料の關係の流れの中では、どんな位置にある委託料になるわけでしょうか。

○生活環境課長 これにつきましては、市民が購入するときのごみ袋の外装袋、つまり10枚1セットになって販売されておりますけれども、その外装袋に番号を張りつけることになっております。これはその袋自体が市を通じて出荷されているということのをわからせるための番号になっておりまして、いわゆるこの番号がなければ偽造して袋をつくって、証紙だけ取ってるというようなことになっちゃうもんですから、その番号をつけてもらっております。だもんですから10枚1セットで、委託料1つ張るのに5円の手数料を払っております。割返しますと外装袋で20万円、約4,000袋になるんですけれども、これが外装袋の量でございます。これに10をかけますと、出荷された袋の枚数約240万枚ということになります。位置づけは、そういったことで、問屋がそれを張って小売りに卸すもんですから、小売りはそれを市民に卸すということで、この番号で全てを管理しているというものでございます。ですから、どのぐらいのいわゆる証紙が売れたかというものを、この番号で管理しているという。

○柴田博委員 それは、ごみ処理有料化という部分のものだけで、例えば資源物のごみとか、そういうのは含まれてないという、そういうことです。

○生活環境課長 そのとおりでございます。証紙の管理のための番号でございますので、ほかのものは一切これについておりません。

○柴田博委員 そうすると、例えば、やろうと思えばその番号で、どこの番号がもう市のほうに手数料として入ってきてるかどうかというのは、チェックができると思うんですが、そんなこともやられているわけですか。

○生活環境課長 そのとおりでございます。

○柴田博委員 ついでにとってはなんですけども、この問題について最新の情報で、どこまで進んでいるのかちょっと説明をお願いします。

○生活環境課長 相手方がありますし、今の現況をちょっとお聞きした、未収金の関係でございますけども、一応相手方弁護士による債務の照会、それから債務の整理、債務の確定という順番で、今やっておりますけども、若干細かい部分が残ってまして、債務が一応確定するのが今月末くらいになりそうで、当初の予定より半月くらい遅れているんですけども。その後1週間ぐらいで破産管財人を立てまして、それぞれの債務者に意見書の提出、これ1カ月くらい猶予があるんですけども、を求めまして、その回答を集めまして一応裁判所のほうで非免責になるか、免責債務になるかという部分も含めまして、決定するというような状況でございます。

○柴田博委員 そうすると、市のほうはそういう状況を見守ってから行動を起こすというか、実際次の手に出るということなのか、それとも今までもいろいろ議論はありますけれども、実際に横領されてるわけなんで、それ

に対する対処という意味では、別なやり方もあると思うんですけど、その辺についてはどうなのでしょう。

○生活環境課長 今言いましたように、そういうことで、今、債務者がどのくらい資産持ってるかとか、あるいは、その債権どのくらい回収可能かってことがまだちょっと未定な部分ございますので、一応それがわかり次第、裁判所がはっきりした線を出した段階で、一応市の債権管理条例というものがございまして、それに基づいて市の債務については処理するという形になると思うんですけども、先般、全協でも御質問ありましたけれども、損害賠償請求、あるいは告訴等につきましても、その段階で総合的に判断していきたいと、うちのほうは今考えております。

○副委員長 155ページ、お願いします。上から2つ目のところに植生試験の関係がありますけれども、去年までは、高ボッチ高原・よみがえれ大作戦でした。非常に期待してたんですがね、ネーミングからしても。ことしは何かそれが外れてしまってるんですけども、この試験業務委託しての主な結果、内容、特にレンゲツツジでしただけ、その復活についての見通しというのは、どういうふうになっているのかお聞きします。

○生活環境課長 議会で答弁あったかどうか、ちょっと忘れてしまいましたけれど、レンゲツツジの今の花芽がつかないというのは、株自体が減っているのではなくて、いわゆる雪が積もっていわゆる寒風にさらされなければ、いわゆるレンゲツツジの芽は春まで保たれて花が咲く。しかし雪があまり降らないと、寒風にさらされた花芽が枯れてしまうというような状況がわかってきました。実は昨年度、いわゆるレンゲツツジの株にわらをかぶせてですね、やってみたというような状況のテストもやってきたところでございます。その株自体が今減っているという状況ではないので、今現在はふやすとかってゆう状況ではない。特にどこからかレンゲツツジを持ってきて、ふやすということは考えていないという状況でございます。

○副委員長 ふやす気があるのかと思ったら、先にふやす気はないと言われちゃったんで、あと聞きようもないんですが、ただ、そうすると今のままでは現状か、あるいはまだ減ってってしまうということでよろしいんですか。

○生活環境課長 ふやす気がないという言い方がちょっと失礼だったかもしれませんが、この下界でいわゆる挿し木が何かつくって、それを向こうへ持っていくということはあまりよろしくないんじゃないかということは、自然保護ボランティアの皆さんとも含めた中でちょっと話し合いがされています。できるならば、あそこものを動かさないでふやす方法はあるのかっていうことは、考えられると思うんですけども、今の現状の株が急激に減っているわけではないというような調査結果になっていますので、これを維持していくのが一番いいのかなというふうには、私どもとして考えておりますけども。

○副委員長 多分基本的な考え方とすればそういうことだと思うんですね。あそこにある種がそのままとふえていけるような、復活できるような形が一番好ましいとは思いますが、そうは言っても観光としてのね、魅力のある場所ですし、その根幹の部分というのはレンゲツツジの群生みたいな部分もあるんで、本来の元種にこだわればそういうことでしょうけども、観点を少し変えれば、若干品種が違ってそこを埋めて観光のいい、観光のいいっていうか、観光としての重要性をもっと上げてくっていう考え方もあると思うんですが、そこら辺については、少し観光の部分も入っちゃうんですが、どういうふうに考えられますか。

○生活環境課長 実は今年度、いわゆるどうやって自然を保護していくかというガイドラインをいろいろな分野の皆さんに集まってもらって検討していく考えでおります。庁内会員を含めてですね、専門的な人たちに入って

もらってやっていきたいなとふうに思っておりますので、その段階で今のお話が、本当に高ボッチとしてふさわしいかどうかも含めて検討させていただければなというふうに思いますが。

○委員長　こんなところでよろしいですか。

それでは歳出については、以上で終了といたします。それでは、歳入全般について説明を求めます。

○会計管理者　それでは、一般会計の歳入につきまして、主なものについて御説明いたします。午前中の財政課長の説明と重複する部分はあるかと思いますが、あらかじめ御了承をいただきたいと思っております。

それでは、決算説明資料の8ページの一般会計歳入決算額比較表及び9ページの市税徴収実績対比表をごらんください。1款市税の収入済額9億9,676万8,475円は、前年度10億9,273万7,032円と比較いたしまして、5億9,596万円余、5.8%の減となりました。歳入合計の33.8%を占めているところです。また、収納率につきましては、決算説明資料9ページ下から5行目にありますように、現年度課税分、滞納繰越分、合わせた収納率は96.51%、前年度より0.33%の増となりました。

それでは、決算説明資料10ページをごらんください。市税の不納欠損額につきましては、市税不納欠損総括表の合計にありますように2,337件、2,083万円余を法に基づき処理をしております。これは前年度より件数では195件、税額では2,183万円余の減となりました。

それでは、税目別の決算状況の主な税目について説明いたします。決算説明資料9ページをごらんいただきながら、決算書14、15ページをごらんください。現年度課税分、滞納繰越分、合わせての計で御説明いたします。1項市民税1目の個人市民税ですが、収入済額3億9,422万1,034円は、前年度より1億2,503万円余、3.8%の増となりました。次に2目法人市民税ですが、収入済額1億2,652万5,416円は、前年度より6億5,031万円余、38.8%の大幅な減となりました。

2項固定資産税1目固定資産税ですが、収入済額4億8,764万1,894円は、前年度より8,065万円余、2.0%の減となりました。

3項軽自動車税ですが、収入済額1億6,578万4,988円は、前年度より5,266万円余、3.3%の増となりました。

次に、決算書16、17ページをごらんください。4項市たばこ税ですが、収入済み額4億5,092万3,991円は、前年度より3,596万円余、0.8%の減となりました。

次に、8項都市計画税ですが、収入済額3億5,950万7,892円は、前年度より6,386万円余、1.7%の減となりました。なお、都市計画税充当状況につきましては、決算説明資料11ページで御確認いただきたいと思っております。

次に、決算書18、19ページをお開きください。2款地方譲与税は、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税で、収入済額2億6,594万3,003円は、前年度より1,216万円余、4.8%の増となりました。それぞれの譲与税の交付等の内容は、備考欄の記載のとおりでございます。

4款配当割交付金の収入済額は3,922万円、前年度より9,596万円、19.6%の減となりました。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は4,022万8,000円、前年度より3,116万円余、8.4%の増となりました。

決算書20、21ページをお開きください。6款地方消費税交付金は13億4,396万7,000円、前年

度より5億2,190万円余、63.5%の増となりました。

7款ゴルフ場利用税交付金から11款交通安全対策特別交付金までの交付金につきましては、7款ゴルフ場利用税交付金、8款自動車取得税交付金、11款交通安全対策特別交付金が、それぞれ増となっております。

10款地方交付税におきましては、地方公共団体ごとの財源の均等化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するために、国の一定の基準により地方公共団体へ交付されるもので、収入済額52億9,137万円は、前年度より2億9,956万円、5.4%の減となりました。詳細につきましては、決算説明資料の12ページで御確認いただきたいと思います。

次に、決算書22、23ページをお開きください。12款分担金及び負担金は、特定の事業に要する経費に充てるもので、収入済額3,940万6,200円は、大幅な減額となっておりますけれども、保育料を13款使用料及び手数料へ移したることによることが主な要因となっております。その主なものにつきましては、23ページの備考欄の中ほどにあります2節児童福祉費負担金のうち長時間保育等負担金、放課後児童クラブ利用者負担金になります。なお、またその詳細につきましては、決算説明資料15ページの保育料等収納実績表で御確認いただきたいと思います。

次に、13款使用料及び手数料は、各担当課等で管理している公共施設等の使用料等になります。収入済額6億3,798万6,723円は、前年度より3億560万円余の大幅な増額となりました。この増額の要因の主なものといたしましては、先ほどの12款分担金及び負担金で申しあげました保育料を含めたものからなるものです。

少し飛びまして決算書27ページ、8目教育使用料の2節保健体育使用料は323万円余の増となっております。平成27年度8月末で閉鎖しました市民プールの利用者人数の増により使用料が増加したのになります。その詳細につきましては、決算説明資料23ページをごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、29ページ2項手数料につきましては、収入済額1億1,310万8,165円で、1,077万円余の減となっております。

次のページ30、31ページをお開きいただき、3目衛生手数料2節清掃手数料の収入済額6,361万4,673円は、前年度より870万円余の減となっております。収入未済額につきましては、2,049万9,750円となりまして、備考欄廃棄物処理手数料、ごみの証紙代の未収金額となっております。

次に、5目土木手数料、収入済額444万3,100円、前年度より285万円余の減。都市計画手数料、備考欄下のほうにあります市における建築確認手数料の減によります。

次に、決算書32、33ページ、そのページから次のページまでごらんいただきたいと思います。14款国庫支出金です。収入済額29億1,843万498円は、前年度より2億8,159万円余、8.8%の減となりました。また、収入未済額は2億1,946万円余となりまして、内訳につきましては、決算説明資料6ページにあります繰越明許の平成27年度から平成28年度への財源内訳の国庫支出金になりますので御確認いただきたいと思います。14款国庫支出金中、前年度と比較いたしまして、特に増額となったものは、32、33ページにあります1節社会福祉費負担金、収入済額5億6,302万9,700円は、前年度より7,701万円余の増となっております。

めくっていただきまして、次のページ、34、35ページになります。2項国庫補助金は10億4,917万

2,206円、主なものにつきましては2目民生費国庫補助金のうち1節社会福祉費補助金1億5,574万9,000円が、前年度より1億3,876万円余の減となりました。詳細につきましては、35ページの備考欄のとおりとなっております。

めくっていただきまして次のページ、2項3目の衛生費国庫補助金、収入済額1,861万6,000円は、前年度より1,179万円余の増。

5目土木費国庫補助金、収入済額4億3,583万6,000円、1億9,705万円余の減。内容につきましては、社会資本整備総合交付金となっております。

めくっていただきまして次のページ、6目教育費国庫補助金、収入済額7,870万6,000円、前年度より1億1,932万円余の減となっておりますが、内容につきましては、備考欄のとおりとなっております。

まためくっていただきまして、15款県支出金でございますけれども、収入済額12億1,905万6,967円は、前年度より1,447万円余、1.2%の増となりました。41ページの下の方から43ページの上の段のほうになりますが、1節社会福祉費負担金、備考欄、国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費等負担金が増額となっております。

また、その下、2項県補助金につきましては、1目総務費県補助金、2目民生費県補助金、3目衛生費県補助金が、それぞれ減額となりました。

44から47ページにかけてになりますが、4目農林水産業費県補助金、また次のページの6目教育費県補助金は、増額となりました。内容につきましては、備考欄で御確認いただきたいと思えます。

それでは、また少し飛びまして、48、49ページをごらんいただきたいと思えます。3項委託金1目総務費委託金中、4節選挙費委託金につきましては、27年度実行されました県議会議員選挙の委託金となっております。5節統計調査費委託金につきましては、国勢調査の実施により増額となっております。

同じページの16款財産収入でございますけれども、収入済額1億1,873万1,753円は、前年度より7,945万円余、40.1%の減となりました。主に財産売払収入の減によるものです。次のページ、2項1目1節不動産売払収入が減っておる要因となっております。詳細につきましては、備考欄で御確認いただきたいと思えます。

17款寄付金は、収入済額4億4,767万5,332円、前年度より4億2,511万円余、大幅な増となりました。内容につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

18款繰入金でございますが、収入済額10億8,524万9,890円は、53ページでございます財政調整基金繰入金等によりまして、10億1,767万円余の増となっております。

19款繰越金でございますけれども、収入済額は7億1,559万173円で、前年度より5,263万円余の減となりました。備考欄にあります前年度繰越金と繰越明許費繰越金は、決算説明資料の4ページの一般会計の右上、26年度の翌年度へ繰り越すべき財源6,646万円余と実質収支額6億4,912万円余の合計となります。

ページめくっていただきまして、20款の諸収入でございますけれども、収入済額21億4,746万9,555円は、前年度より2億46万円余の減となりました。主には54、55ページの勤労者福祉資金融資預託金元金収入2,000万円の減、中小企業融資あっせん資金預託金元金収入の1億1,710万円余の減によるも

の。また、土地開発公社への貸付金元金収入の皆減等によるものです。諸収入中5項雑入につきましては、各担当課におけるさまざまな収入となっておりますので、詳細につきましては55から63ページの備考欄で御確認いただければ大変ありがたいです。

少し飛びまして、62、63ページの21款市債でございますけれども、収入済額25億7,005万2,000円は、前年度より11億6,594万円、31.2%の減となりました。決算説明資料の29から30ページに起債借入状況がございますので、そちらで御確認ください。

最後になりますが、決算書64、65ページ、決算説明資料8ページをごらんいただきまして、決算書一番下の歳入合計になります。平成27年度一般会計の歳入合計の収入済額286億9,699万785円は、前年度より7億4,271万円余、2.5%の減となりました。厳しい経済、財政状況ではございましたけれども、国の補正予算に対応いたしまして、積極的な財源の確保に努めてまいりましたところでございます。以上をもちまして、私からの説明を終わらせていただきます。

○委員長 ちょうど1時間になりましたので、4時まで休憩させていただきます。

午後3時52分 休憩

午後3時58分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

それでは、説明を受けた歳入全般の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○永井泰仁委員 49ページでございますが、信州Fパワープロジェクト用地貸付料であります。当初の説明では約年間2,300万円くらいにはなると思ったんですが、2,003万円ですかね、このちょっと計算というか、詳細について説明をしてください。

○財政課長 これについては、公正証書を25年10月に策定したときにはですね、2,373万円ということでした。これについてのところですね、建設中ということで、それについては237万円という、建設期間中の部分についてはということでございます。それからその2,370万円を昨年4月1日に改定をいたしまして、2,003万円という改定をしております。その結果、2,003万円ということでございます。改定をした結果でございますので、この貸付料で取り組みをしたということでございます。

申しわけありません、ちょっと整理できません、申しわけありませんでした。発電施設の部分は建設中でございますので、27年度の貸付料収入としては、その分を10分の1にしてあるということでございます。

○永井泰仁委員 そうすると発電施設まで全部できると、当初見込みの額にほぼなると、こういう見解でよろしいでしょうか。

○財政課長 そのとおりでございます。最終的には28年3月末に、その辺の取り交わしをしております。それがですね、製材施設が2,010万円。製材施設、動いておりますので2,010万円。発電施設は360万円のところを36万円。これはことしの取り決めでございますので、最終的には、完成いたしますと2,370万円になると、そういうことでございます。ことしの収入は、そういうことで満額ではございません。以上でございます。

○永田公由委員 先ほど柴田委員のほうから話がありましたけど、例の手数料の収入未済額ということで、2,

049万円の未済額になってるんですが、先ほどの説明だと9月末に一応負債の整理ができて、それから裁判所の判断を経ていくと。その後、市としても対応をしていくというんだけど、いわゆる、このまんま推移していくと、多分破産宣告という形になって処理が進んでいくと思いますけど、その辺の見通しというのは、いつごろになるというふうに聞いてますか。

○生活環境課長 先ほど御説明しましたように、先ほどの過程でいくと11月ぐらいには、なから結論が出るんじゃないかと考えております。

○永田公由委員 そうすると、そのときにこの2,000万円に対して、じゃあ幾らの額っていうかね、戻ってくる額というのが恐らく出てきて、その時点で不納欠損になる額っていうかね、そういったものが確定してくると思いますよね。それでその後ね、いわゆる破産してるから、シナダ産業さんにはもう請求できないということですよ。破産しちゃえば、もう個人的に債権を請求することはできないから。そうすると今度不納欠損という形で上がってきますよね。そのときに、いわゆる担当された職員の方とか、上司、市長、副市長含めてね、その時点で処分をされるという考えですか。その辺、副市長どうですか。

○副市長 職員の処分の関係ですから、私からお答えしますが、その前にですね、破産になりますと当然債権債務が確定をするまではいきませんが、少なくともこの2,000万円が、いわゆる破産によって消滅するかどうかということが決まります。債権債務のある程度の流れが決まりますので、その時点で一定の結論が出ていくんじゃないかと。先ほど破産によっても消滅しない債権であればですね、私どもが債権を持っておりますので、向こうは債務をずっと引き続き持つわけです。払える、払えないは別にしましてもですね。そうしますと、我々は毎年、毎年ですね、その都度、その都度、請求書をきちっと出して時効が消滅しないようにやっていくと。いよいよ向こうが財産がなくて払えないということになれば、これはやっぱり不納欠損せざるを得ない。これは条例に基づいて不納欠損をせざるを得ないというふうに思っていますので、今一番やることは、いわゆる破産によって消滅をする債権ではないよというふうに、我々がきちんと裁判所に訴えることが、まず第一だろうなというふうに思っております。そのことに全力を尽くしたい。ただ、いろんな法的な弁護士等の話を聞いてみますと、一般的にこの事例については、いわゆる証紙代というようなことを加味しても、商売上生じた債権債務と同等に見なされるんで、一般的には破産によって消滅をする種類のものであるというふうなことは、それは覚悟しなきゃいかんよというようなことは言われております。状況としてはそういう状況でございます。それとは別に職員の処分につきましてはですね、これは本会議でも申し上げましたとおり、不法とは言いませんが、非常に手を抜いた債権管理がございました。我々としては本当にじくじたる思いでございますけれども、もう少し早くきちんと手を打ってれば、ここまで、いわゆる債務、債権が膨らむことはなかったんだろうなという認識で、私はおりますので、きちんとした処分をしたい。今、それに裁判所の債権債務の行方というのに全力を尽くしておりますので、それとは別にできるだけ状況をきちんと把握をしまして、厳正なる処分をしていきたいというふうに考えております。

○永田公由委員 それと市長が記者会見等で言及している、これはあくまでも預かったお金を使ったんだから犯罪行為であるというようなことで、告発なり告訴なりということも視野に入れなければというような発言をされてますけど、現実的にやるとすれば相当のエネルギーなり、また弁護士費用なりなんなりがかさんでくるんですけど、今現時点では副市長はどんなふうに考えておられますか。

○副市長 法的な流れを見てますとですね、私は少なくとも告訴、告訴も刑事告訴と、それから民事のいわゆる損害賠償請求という両方のことが考えられますけども、法的な流れから見れば、それがしかるべきやり方だろうというふうに思っております。しかしながら、今、委員さん御指摘いただいたとおり、裁判費用等々につきましても非常に多額な額がかかるというふうに言われておりますし、告訴、あるいは損害賠償請求をしても、本当に得られるものがあるのかどうなのか。得られないものがあるとするならですね、もしそれが市側の損失の上乗せみたいなことになったら、それはどういう責任の取り方があるんだろう。いわゆる負けるけんかをしかけていくってということになるんだろうか、いうふうなことをいろいろ実は考えておりまして、非常にこれは慎重に判断をしていくべきことだろうというふうに思っております。

○永田公由委員 いいです、私は。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永井泰仁委員 平成27年度で特別土地保有税が1,820万円くらいかな、ということで25年度くらいはなかったんですが、ここへきて保有税収入が入ってるわけですが、これについて説明してください。

○税務課長 では、特別土地保有税につきまして、説明を申し上げます。まず、特別土地保有税につきましては、法人及び大規模土地の所有者、取得者による土地投機の抑制防止と土地の有効利用のために、昭和48年に制定施行された税目となっております。税率につきましては保有分が1.4%、取得分が3%となっております。ただこちら平成15年度の税制改正によりまして、地価抑制から有効利用の促進ということで、特別土地保有税につきましては、平成15年分以降の取得分と平成15年1月1日以降の取得された土地に対する保有税につきましては、課税が停止とされております。ただ今回の該当する土地につきましては、平成13年2月9日に取得された土地となっております。そのために平成13年度分の取得分と平成14年分の保有分につきましては、恒久的な工場等のように供される土地ということで、その時点で徴収猶予の承認を得た土地となっております。そのために今までの間、徴収猶予という形で税額が残っていた土地となっております。それが平成17年度の税制改正によりまして、もう10年間その徴収猶予期間が延長されまして、実際には取得分で平成28年8月まで、保有分で平成29年11月までという延長となっておりますが、こちら昨年度になりまして、該当する土地の所有者のほうから工場等の建設のめどが立たないということで、徴収猶予の取り消しの申請が出てまいりまして、その取り消しを行いまして、それまでの徴収猶予分につきましての税額をお支払いいただくというような経過となっております。

○永井泰仁委員 わかりましたが、今後こういうケースはかなり出てくるというふうに判断はされますか。

○税務課長 今まで徴収猶予になった案件につきましては、この1件のみでありましたので、今後出てくるケースはございません。

○副委員長 ちょっと戻って済みませんが、先ほどの永田委員さんの話の中で、要は経過的なこととかですね、シナダさんはよくわからないと言ってるんですね。そういうことの中でいろんなことがうわさされたり、話があるんで、私はしかるべきときにきちんと説明をすべきことだというふうに考えていますけれども、まずその説明をするのかしないのか、するとしたらいつの時点でするのか、お聞きをいたします。

○副市長 今の御質問は、議会に対してっていうことでしょうか。

○副委員長 いえ、市民の皆さん。

○副市長 議会に対してっていうことは、市民の皆さんに御説明するっていうことだと思いますので、今までも全協等で経過等につきましては、お話をしてまいったところでございます。なお、これからの見通しにつきましては今申し上げましたとおり、相手側の弁護士が裁判所に手続中でございますので、その経過を見ながらですね、我々も今、いわゆる消滅する債券ではないよという訴えをきちんとしていくと、こういうことが今、我々がやることなのかなあというふうに思っておりますので、経過につきましては、全協でお話し申し上げたとおりでございますので、一定のところが出ましたら、また改めて以降の経過も含めまして、御説明をしたいというふうに思っております。

○副委員長 私らは説明を聞いてますんでわかるわけですが、わかる範囲内では、私どもは聞かれた場合に説明はしてますけども、結構ですね、何て言うんですかね、うわさとか推測をもとにした話というのが、市民の皆さんの中には結構あるもんですから、そういうことは、市としての立場としてもはっきり説明すべきだと思うんですね。機会とすれば、もうここまで来てしまってますから、そういういろいろなものは整理されて、職員の処分と言いますか、そういうことも考えられているようですから、そういった折にあわせてですね、きちんと説明されますように要望しておきます。

○副市長 これは、私どもの債権管理の手落ちももちろんございますが、相手側の不法行為もございまして、これを白黒つけろということになりますとですね、先ほど申し上げましたとおり、法的にどういう形で処理をするか、少なくとも告訴をしていくのか、あるいは損害賠償請求をするのかということが、私は法的な、もし市民の間で幾らかでも不信を持たれるようであればですね、きちんと法的な手続をとるとというのが順当ではなからうかというふうに思っております。私の耳にもですね、ちょっと言葉は悪いですけども、市役所によって潰されたというようなこともですね、言われているようなことが入ってきておりますんで、そこはしっかり私どもはきちんと御説明を申し上げながら理解を得てく。私どものやっぱり債権管理の手落ちというのはたくさん、たくさんと言いますか、ありますんでですね、これはこれとしてきちんと処分をするなり、対応をしてまいりたい、こういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副委員長 告訴についてもですね、取れる当てもないのに多額の費用をかけてと先ほどお話があって、それはそういうことだと思うんですね、普通に考えていくと。そのこともどうしてやらないのかって思う市民の皆さんもいると思いますし、そういうことも含めて説明してもらったほうがいいのではないかとことを申し上げたんで、重ねての要望にしておきます。

○議長 一般的に裁判所から破産宣告を受けても、それはあくまで個人が破産をして準禁治産者になるだけであって、いわゆる借財は消えないわけなんですよね。ただ消えるのは、免責をとらないと消えないわけなんですよね。それで、債権者が何人いるのか、債権額が幾らになるのか。そうするとその債権額の何パーセントくらいをいわゆる分配金、貯め金として出して、それで債権者にみんな分配していくと。それらの過程を見た上で、裁判所がいわゆる誠意ある対応をしていれば、免責はとりやすくなるだろう。ところが、まるっきり自分のことしかでやっている場合には、免責はなかなかとれないと。もし仮に今回免責をとれたとすれば、今言われているような告訴だとか、損害賠償とか、これは一切できなくなるわけですね、免責という形でもう責務を命じられないんだから、裁判所から。だから、そこらんところは、いわゆる弁護士と、あるいは向こうの意向なんかを見たり、種銭どんだけ積めるのか、債権額が幾らになるのか、そこらを総体を見ていかなければ、私はわからないだろうと、

こんなふうに思いますけど。だから、ただ安易にもしあったら告訴します、損害賠償請求しますと言っても免責をとられちゃったらどうにもなりませんので、やはりそこらのことで言い回しがある程度必要かなあと、こんな気がします。済みません。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永田公由委員 55ページの雑入のところで、収入未済額が3,800万円あるんですよね。それで、総務で900万円、民生で2,700万円、これどういった性質のものか、ちょっと説明していただけますか。

○財政課長 これについては、57ページにございますけれども、民生費雑入の中で2,756万円収入未済でございます。これは生活保護の返還金でございますが2,600万円余ございますし、児童手当の返還金についてもちょっと額あれですけれども、未収金として処理されているというのが、大きなものでございますし、ちょっとページ戻りますけれども55ページの4目の雑入930万円、収入未済でございます。これは住宅新築資金の未収金として処理されている2人分の未収金が、ここに残っているということでございますし、ちょっとページ飛びまして61ページになりますけれども、61ページの9節の教育費雑入115万円ほどあります。これは給食費の未収金として処理されているというものでございます。以上でございます。

○永田公由委員 生保のいわゆる返還金というのは、生活保護を受けてたんだけど、不正請求みたいな形で返還しなきゃいけなくなって、それが取れてないってこういう理解だと。

○財政課長 そういうことです。

○永田公由委員 何件くらいあるんですか。

○財政課長 申しわけございません。ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど御答弁させていただきます。

○永田公由委員 いい、担当が違うでもいいけどさ。これ、もし不正請求だとすると、えらいことだよ。不正請求で返さないということになるとさ、犯罪行為だよ。

○財政課長 それはしっかりと請求をして返還を求めていくということになるかと思います。

○永田公由委員 それと総務費雑入の関係で住宅資金の2人分っての、これ前からいろいろとあって問題のあるのだと思うんだけど、これは返還はされているわけ、1年に幾らかでも。

○財政課長 これは債権のところに処理してありますけれども、427ページにありますとおり、返済金として額はわずかですけど42万8,000円が、27年度に返還されていると。継続して返還はされているということでございます。

○永田公由委員 されている。それじゃあ、いいわ。

○柴田博委員 65ページの一番下に臨時財政対策債があります。約11億円ですが、この数字そのものはどういうふうに決まってくるわけでしょうか。聞いているところでは、国のほうで全国の自治体に交付する金額が足りない分を臨時財政対策債として一時的に借金をすることなんですけど、この額そのものはどうやって決まるのか、もし簡単に説明できれば。

○財政課長 これは交付税の算定におきます基準財政需要額と収入額の差額で財源とする分が出てまいります。それに全国の比率を当てはめて、それに補正係数を掛けて算出すると、そういう取り決めになっておりますので、その算式で出されるというものでございます。

○柴田博委員 そうすると説明資料の12ページのところに、基準財政需要額の内訳のところに臨時財政対策債分だけが引かれてるわけですが、これは後から計算した額を改めて引くという形になるわけですか。

○財政課長 はい、そういうことでございます。計算された額を需要額から引きますので、その分交付税が減ります。交付税分を起債に切りかえると、そういう財源でございます。

○柴田博委員 後から国から交付されるということで聞いているわけですが、具体的にはどういう形で交付されてくるわけでしょうか。

○財政課長 これは、後年度措置でございますので、これを償還する年度に元利償還金分が交付税に算入されると、そういう仕組みでございます。

○柴田博委員 10年ぐらいかかるわけだ。

○財政課長 はい。

○柴田博委員 もう1点。それとあと決算カードに経常収支比率を計算する場合に、臨時財政対策債を除いた場合の数字というのが入っていて、これを見ると98%と非常に高くなるわけですが、これはずっとこういう形で記載することが求められているわけですか。

○財政課長 これは全国の統一したルールで、このような数字を両方出しております。

○柴田博委員 どういう意味でこういうふうに。

○財政課長 実質的に借入金と借入金でございますので、それは、借入金収入も一般財源に含めて出した数字と、それを外した額で計算する数値と両方を捉えていると、そういうことでございます。

○柴田博委員 この臨時財政対策債ができる前は、当然これはなかったわけだから、その前の数字というのは、今で言えばこの括弧の中の数字になるわけですね。そうすると前の数字と比較する場合には、この括弧の中の数字を使ったほうが良いという、そういう形になるわけですか。

○財政課長 臨時財政対策債を含めてですね、一般財源総額として捉えておりますので、この臨時財政対策債がスタートする前は、そういうことでございます。交付税として措置されたものでありますし、後年度分に回さずに措置されたものでございますので、ちょっとしっかりとした根拠はございませんけれども、括弧書きの数値で捉えてたのではないかなというふうに思います。

○委員長 なからよさそうですか。

ちょっと全体の中でお聞きしたいんですが、副市長にちょっとお聞きしたいと思います。移住定住についての関連でちょっと確認をさせていただきたいんですが、実はコンパクトシティということで、先般、議員さんのほうから質問がありまして、その中で再質問の中で、コンパクトシティで将来はコンパクトのまちをつくるということの答弁で、要は農村部の人にはまちに出るのかというようなことをですね、この質問の中でされたんですね。というのは、私どもは農村部に住んでる人間としてはですね、非常に農村部で頑張っていきたいと、こういう視点で自分たちも日ごろ地域の中で頑張ってるつもりなんです、そういうことが市で仮にそういうような政策、あるいは誘導をするというようなことになるとですね、これは、農村部に住んでる我々としては、そんなに努力してもしようがないじゃないかということになるわけですので、そこら辺が市内で統一されたってというようなことは1回も聞いたことないし、どうしてってというようなふうを感じるわけなんです、そこら辺をちょっと統一された見解なのか、ちょっとそこら辺を聞かせてもらいたいと思いますが、そのときに部長は非常に言いにくい

けれども、そのようになると考えていると答えたわけですがね。ちょっとそこら辺、私も不安なものですからお願いをしたいと思います。

○副市長 部長の答弁は、私あんまり的を射ていないというふうに思っております。もともとですね、私どもは線引き都市でございますので、市街化区域と市街化調整区域と、それから都市計画区域外、いわゆる都市計画区域外というのは、洗馬と宗賀の南部と北小野、こういうことになりますけれども、そういうところのまちづくりとして、もともとまちづくりは今までずっと長い間やってきたわけですが、昭和三十何年からですね。そんな中で市街化区域は、当然その区域区分、いわゆる用途地域がございますから、もともとその用途地域の中で都市的な、いわゆる集積をすところと、そうではなくて良好な住宅地として住宅地とするところ、あるいは工業を盛んにすところというふうに分けてきてですね、むしろそのコンパクトシティを、もう線引きのときからしっかり意識してやってきたわけですね。今、国の政策としてどうしてもコンパクトシティ、コンパクトシティと言うものですから、それは、じゃあそういう政策の中で、もう1回区域区分のある中ではありますけれども、それをもう少し集約化していくというようなことをやっていかなきゃいかん。これは、いろんなインフラもそうですし、そういうことを含め合わせてですね、もうちょっと小さくしていかなきゃいかん。これは、私は市街化区域の中の作用だというふうに思っております。したがって、市街化区域をこれからどんどん大きくしていく、あるいは区画整理をして大きくしていくということは、これからを考えられないんだと。一方では調整区域と、それから都市計画区域外がございますので、調整区域というのはやっぱり農村部をしっかり守っていただくっていう認識は、私どもとしては持っておりますので、そういうところの人口を都市に誘導して、農村部が疲弊してしまっていてしまえばですね、それは畑や田んぼや、そういうところが、やっぱり農業が疲弊していってしまうと、こういうことになりかねませんから、そこから都市へ人口を誘導するというは全く考えておりませんし、その人口をやっぱりある程度ですね、ふえるかふえないかわかりませんが、それはふやすような努力、あるいは今のような状況を保つような努力はしていかなきゃいかん。そういう意味で、中村議員の御質問もありましたけれども、都市計画法の34条の11号とか、12号を使ってきちんとした、いわゆる集落を補完するような人口のあり方、先ほどの御質問にもありましたけれども、長男がうちのそばへうちを建てたいと思ったら建たらんというようなことは、本当は都市計画法をきちんと読んで、開発行為をきちんと理解するとですね、それはないですよ。それはできるんですよ。ただそれをできるような形で政策的にどう持っていくのかっていうことは、その方法論としてはありますけども、それはできます。市街化調整区域をそういう形でやっぱり現状を維持していく、少なくともそういう農村部を支えていく人たちがきちんとしなきゃいかんと、こういうことを考えています。それから都市計画区域外は、それぞれ非常に特徴のある地域ですよ。皆さん本当に頑張っていていただいています。洗馬は洗馬でですね、きちんと農村地域を守っていただいていますし、山も守っていただいていますし、それから小さい範囲ですが、住宅地の開発も続けて、民間のサイドで続けていただいています。それから檜川はですね、例えば平沢なんかは、今、新しいクラフトをやるデザイナーとかそういう人たちが、町の力の中で少しずつ入ってきてるんですよ。入ってきてる、そういう種をですね、例えば空き屋を持っていたら、それを貸してあげるとか、提供してあげるとかっていうことを地域の努力としてやっていただいているものですから、そういう芽がだんだん出てくる。それから北小野、委員長御存じのとおり、一生懸命努力をしていただいている。都市との交流も非常に盛んになってきている。そういう中で、それぞれの特徴がある地域をで

すね、やっぱりその地域からどんどん人がいなくなるようなことは、我々としては政策的に進めるべき話ではないし、むしろそういう地域の活動をきちんと補完しながら、我々がどういう支援ができるのかということを考えるべきだということで、考え方はそういう基本的な考え方であります。ただ市や公共が何かやってくれるだろうというようなことではなくて、その皆さんがこういうふうにやりたいとか、ああいうふうにやりたいとかっていうことの発意があれば、それは必ず実現できるもんだなあというふうに私どもは思っております。そんなことを申し上げて、答えになるかどうかわかりませんが、そんなまちづくりをしていきたいなというふうに思っております。

○委員長 ありがとうございます。ということは、今まで私どもが行政の皆さんから説明を受けて、信じてやっていたことをそのまま頑張っていきやあいということですね。ありがとうございます。

それでは、これより自由討論を行いたいと思いますが、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号平成27年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中、当委員会に付託された部分について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号平成27年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中、当委員会に付託されました部分について、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

本日は、ここまでといたします。御苦労さまでございました。

午後4時35分 閉会

平成28年9月14日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 横沢 英一 印